

2021年10月1日

吸収合併に係る事後開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役 時田 隆仁

当社は、2021年6月24日付けで富士通ミドルウェア株式会社、2021年7月29日付けで富士通関西中部ネットワーク株式会社、富士通九州ネットワークテクノロジーズ株式会社および株式会社富士通コンピュータテクノロジーズとの間でそれぞれ締結した吸収合併契約に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、富士通ミドルウェア株式会社、富士通関西中部ネットワーク株式会社、富士通九州ネットワークテクノロジーズ株式会社および株式会社富士通コンピュータテクノロジーズを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、総称して本件合併）を行いました。

本件合併に関して、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2021年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社の株主から本件合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条および第787条の規定ならびに第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第785条）

吸収合併消滅会社の唯一の株主である吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の特別支配会社であるため、本件合併に関して、株式買取請求を行うことができる株主は存在しません。

② 新株予約権買取請求（第787条）

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（第789条）

2021年8月17日付の官報および電子公告にて債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求にかかる手続きの経過

会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求権は発生しません。

(2) 会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 797 条）

会社法第 796 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条の規定による請求権は発生しません。

② 債権者の異議（第 799 条）

2021 年 8 月 17 日付の官報および電子公告にて債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産・負債およびその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面

別添 1 ないし 4 のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 10 月 4 日（予定）

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

2021 年 8 月 17 日付の電子公告にて吸収合併存続会社の株主に対して、本件合併に関する公告をおこなったところ、本件合併に対して反対の意思の通知をした株主が有する議決権の総数は 368 個ありましたが、会社法第 796 条第 3 項および会社法施行規則第 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

以上

2021年8月17日

吸収合併に係る事前開示書面

横浜市港北区新横浜二丁目15番16
富士通ミドルウェア株式会社
代表取締役 大西 徹

富士通ミドルウェア株式会社は、2021年10月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、富士通ミドルウェア株式会社（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

① 自己株式処分の件

吸収合併存続会社は、2021年7月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式の処分を以下の通り実施する予定です。

1. 国内募集による自己株式処分の概要

- | | |
|------------------|---|
| (1) 処分期日 | : 2021年8月18日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | : 吸収合併存続会社普通株式 47,487株 |
| (3) 処分価額 | : 1株につき19,810円 |
| (4) 処分価額の総額 | : 940,717,470円 |
| (5) 割当予定先 | : 吸収合併存続会社役員及び従業員 45名
(うち役員の退職者 10名及び従業員の退 |

職者 2 名を含む)

吸収合併存続会社国内子会社の役員及び
従業員 42 名

(うち役員の退職者 27 名及び従業員の退
職者 1 名を含む)

計 47,487 株

※ 業務執行取締役を含む。

- (6) その他 : 本自己株式処分については、金融商品取引
法による有価証券届出書の効力発生を条
件といたします。

2. 海外募集による自己株式処分の概要

(1) 処分期日 : 2021 年 8 月 18 日

(2) 処分する株式の種類及び数 : 吸収合併存続会社普通株式 23,105 株

(3) 処分価額 : 1 株につき 19,810 円

(4) 処分価額の総額 : 457,710,050 円

(5) 割当予定先 : 吸収合併存続会社海外子会社の役員及び従
業員 6 名

計 23,105 株

- (6) その他 : 本自己株式処分については、金融商品取引法
による有価証券届出書の効力発生を条件と
いたします。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込
まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担
すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につ
き、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

富 士 通 ミ ド ル ウ ェ ア 株 式 会 社

合併契約書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と富士通ミドルウェア株式会社（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：富士通ミドルウェア株式会社

住所：神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番16

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。乙は、甲の完全子会社であるため、乙は会社法第796条第1項の規定により株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和3年10月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、令和3年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協 議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和3年6月24日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

甲

富士通株式会社

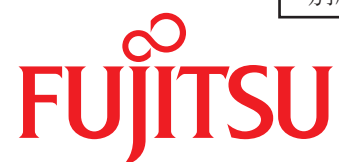
代表取締役社長 時田 隆仁

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番16

乙

富士通ミドルウェア株式会社

代表取締役社長 大西 徹



株主のみなさまへ

富士通株式会社

第121期報告書

自 2020年4月1日

至 2021年3月31日

>目次

● 株主のみなさまへ (第121回定時株主総会招集ご通知添付書類)	
■ 事業報告	2
■ 連結計算書類	19
■ 計算書類	23
■ 監査報告書	25

shaping tomorrow with you

社会とお客様の豊かな未来のために



株主のみなさまへ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、最前線で患者の治療に携わられている医療関係者をはじめとする方々、私たちが生活を営む上で必要不可欠な仕事に従事されている方々に深く感謝申し上げます。

ここに第121期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）の報告書をお届けするにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当社は、2020年5月、「イノベーションによって社会に信頼をもたらす、世界をより持続可能にしていくこと」というパーパスを定め、2020年7月の経営方針説明では、お客様の事業の成長に貢献する「For Growth」と、お客様の事業の一層の安定に貢献する「For Stability」の2つの事業領域におけるお客様や社会への価値創造を通じたパーパスの実現を掲げました。

上記の実現に向け、「For Growth」の事業領域においては、日本が抱える多様な社会課題をデジタル技術とデータを用いて解決し、国内市場における圧倒的地位を確立すべく、2020年10月に富士通Japan株式会社を発足させ、本年4月から本格始動をしております。また、「For Stability」の事業領域においては、グループ内に分散しているソリューションの知見やノウハウ、グループ各社が持つ開発機能を当社および富士通Japan株式会社に集約し、作業の標準化による生産性の向上や、重複投資の排除等でビジネスの利益率向上を図るなど、国内ソリューション・サービスビジネスの体制の強化に向けた取り組みを行っております。加えて、デジタル時代の競争力強化を目的とした「全社DXプロジェクト」や「Work Life Shift」など、自らの変革にも取り組んでおります。

これらの取り組みは、富士通グループのさらなる成長につながるものであると確信しており、今後も継続していく所存です。

当期の業績については、新型コロナウイルス感染症の影響や前期のパソコン特需の反動、事業再編の影響により前期に比べ減収となりましたが、本業における採算性の改善や費用の効率化が大きく進んだことに加え、事業譲渡による一時利益やビジネスモデル変革費用の負担が減少したこともあり、営業利益、当期利益ともに過去最高益となりました。当期の業績の詳細につきましては、当報告書の3頁をご覧ください。

こうした実績や財務状況、今後の経営環境等を踏まえ、当期の年間配当については、2020年7月に公表した計画のとおり200円とさせていただきます。5期連続の増配であり、前期の年間配当から20円の増配となります。

2021年度も引き続きパーパスの実現に向け、お客様にご提供する価値の創造と自らの変革をより一層推進していく所存です。そして2020年7月に発表したキャピタルアロケーションポリシーのもと、今後も安定的な配当に加え、資本効率も意識した自社株式取得を積極的に行い、総還元額を拡大してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

代表取締役社長

時田 隆仁



(注) 「パーパス」：富士通の社会における存在意義、企業活動を行っていく目的。

(注) 「全社DXプロジェクト」：製品やサービス、ビジネスモデルに加えて、業務プロセスや組織、企業文化・風土を変革するプロジェクト。

(注) 「DX」：デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術とデータを駆使して、これまでにない革新的なサービスやビジネスプロセスの変革をもたらすもの。

(注) 「Work Life Shift」：ニューノーマルな環境においても、これまで以上に高い生産性を発揮し、イノベーションを創出し続けるための新しい働き方。

事業報告 (第121回 定時株主総会招集ご通知添付書類)

1 企業集団の現況 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

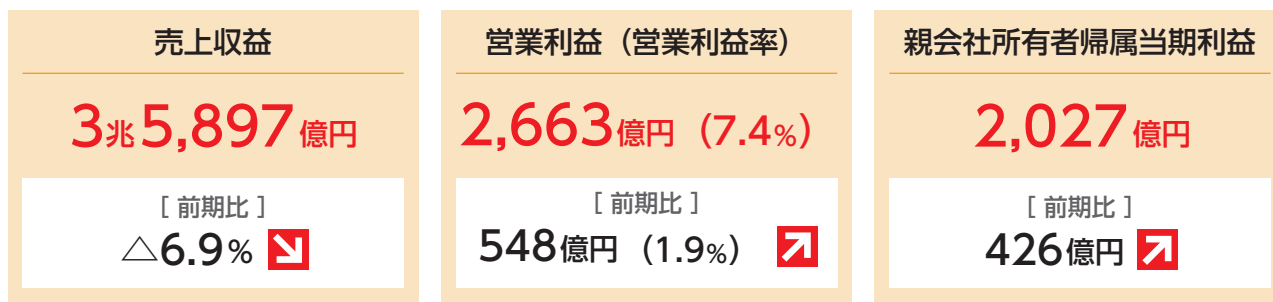
(1) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループ(当社および連結子会社)は、ICT分野において、各種サービスを提供するとともに、これらを支える最先端、高性能、かつ高品質のプロダクトおよび電子デバイスの開発、製造、販売から保守運用までを総合的に提供する、トータルソリューションビジネスを行っております。各セグメントにおける主要な製品およびサービスは次のとおりです。

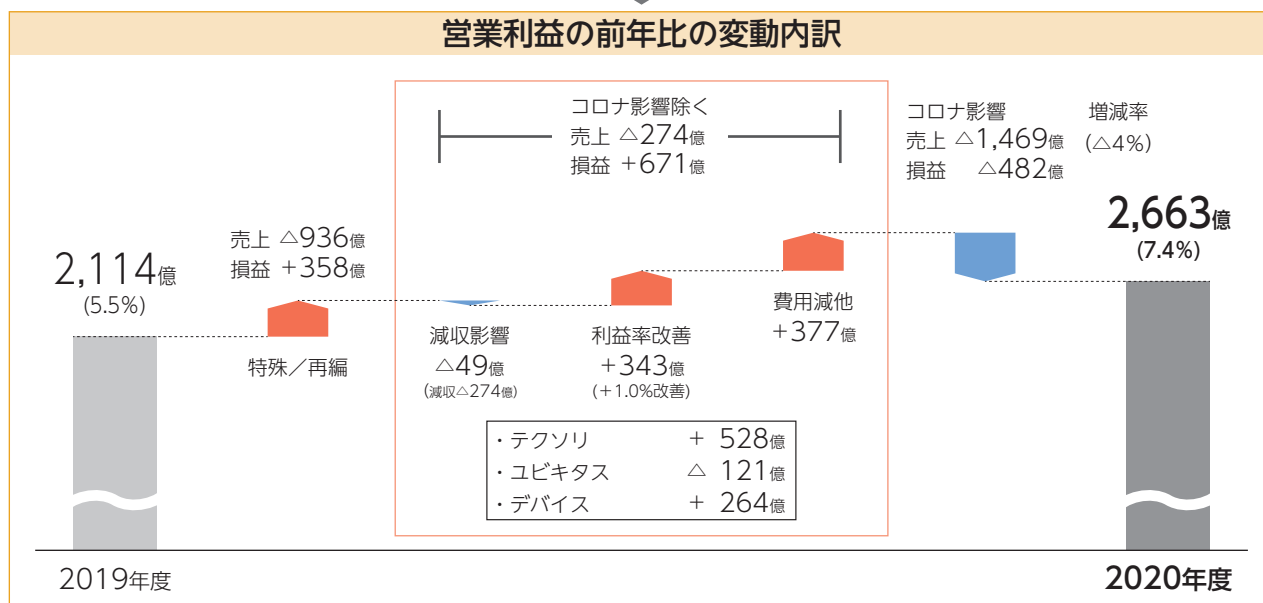
セグメント	主要製品・サービス	
	ソリューション・サービス	システムプラットフォーム
テクノロジーソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ● システムインテグレーション (システム構築、業務アプリケーション等) ● コンサルティング ● アウトソーシングサービス (データセンター、ICT運用管理、アプリケーション運用・管理、ビジネスプロセスアウトソーシング等) ● クラウドサービス (IaaS、PaaS、SaaS等) ● ネットワークサービス (ビジネスネットワーク等) ● システムサポートサービス (情報システムおよびネットワークの保守・監視サービス等) ● セキュリティソリューション ● 各種ソフトウェア (ミドルウェア) 	<p>システムプロダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種サーバ (メインフレーム、UNIXサーバ、基幹IAサーバ、PCサーバ等) ● ストレージシステム ● フロントテクノロジー (ATM、POSシステム等) ● 各種ソフトウェア (OS) ● 車載制御ユニットおよび車載情報システム <p>ネットワークプロダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ネットワーク管理システム ● 光伝送システム ● 携帯電話基地局
ユビキタスソリューション	● パソコン	
デバイスソリューション	● 電子部品 (半導体パッケージ、電池等)	

(2) 事業の経過および成果

> 全般的な概況



(注) 売上収益は外部顧客に対する売上収益です。



(注) テクソリはテクノロジーソリューション、ユビキタスはユビキタスソリューション、デバイスはデバイスソリューションを指します。

(注) 当期の第1四半期にセグメント区分の見直しを行っています。セグメント区分の見直し後のテクノロジーソリューションは、2頁の「(1) 主要な事業内容」に記載の「ソリューション・サービス」「システムプラットフォーム」以外に「海外リージョン」「テクノロジーソリューション共通」の4つのサブセグメントから構成されます。詳細については、2020年7月28日付プレスリリース「セグメントの一部変更に関するお知らせ」(<https://pr.fujitsu.com/jp/news/2020/07/28.html>)をご覧ください。

なお、5頁の2018年度、2019年度の売上収益および営業利益については、新セグメント区分で表記しております。

当期の売上収益は3兆5,897億円（前期比6.9%減）となりました。5G基地局や電子部品が好調に推移しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響（テクノロジーソリューションを中心に1,469億円の減収）や前期のパソコン特需の反動のほか、当期において携帯販売代理店事業の譲渡が行われた影響により減収となりました。

営業利益については、新型コロナウイルス感染症の影響（482億円の減額）があったものの、2,663億円（前期比548億円増）と過去最高益を達成しました。ビジネスモデル変革費用等の特殊事項および事業再編影響を除いた本業では、減収影響はあったものの、サービスの採算性改善や費用の効率化に加え、5G基地局および電子部品が好調に推移しました。

さらに、当期の特殊事項として、携帯販売代理店事業の譲渡に伴う利益があったほか、ビジネスモデル変革費用の負担減もあり、これらも増益要因となりました。

当期の金融収益、金融費用および持分法による投資利益をあわせた金融損益等は255億円となり、前期比で84億円の増益です。社内ベンチャーとしてスタートした株式会社QDレーザの上場に関する利益に加え、為替が期末に向けて円安に推移したことにより増益となりました。

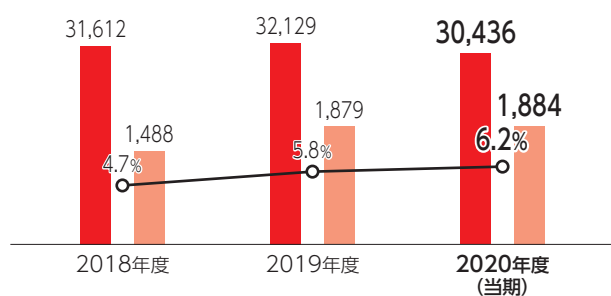
この結果、税引前当期利益は2,918億円（前期比632億円増）の過去最高益となりました。

また、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,027億円（前期比426億円増）となりました。

> セグメント別の概況

テクノロジーソリューション

■ 売上収益(億円) ■ 営業利益(億円) ○ 営業利益率(%)



	2018年度	2019年度	2020年度(当期)
売上収益内訳			
ソリューション・サービス	17,602	18,830	17,659
システムプラットフォーム	6,254	6,470	6,654
海外リージョン	8,617	7,663	7,237
共通	△861	△835	△1,115
営業利益内訳			
ソリューション・サービス	1,461	1,795	1,835
システムプラットフォーム	52	274	412
海外リージョン	△257	38	116
共通	232	△229	△478

当社は、IT企業からDX企業への変革を掲げ、「テクノロジーソリューション」において、デジタル領域 (For Growth) を成長させるとともに、従来型の基幹システムなどの既存IT市場 (For Stability) については、強固なビジネス基盤をベースに収益拡大を目指すことを基本方針としております。

「テクノロジーソリューション」における当期の売上収益は、3兆436億円（前期比5.3%減）となりました。国内は前期比4.8%の減収、海外は前期比6.4%の減収です。

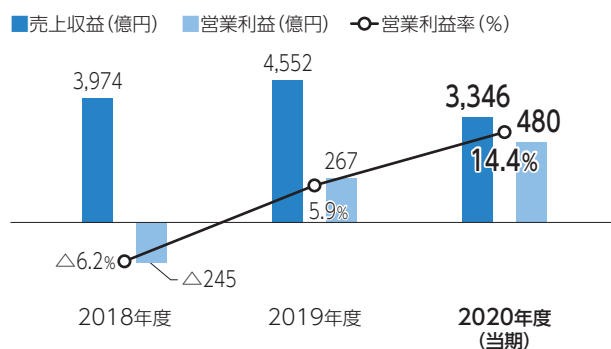
「ソリューション・サービス」においては、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、前期好調だったパソコンのセットアップ・展開支援等のハード一体型サービスの売上減少の影響により、減収となりました。

「システムプラットフォーム」においては、システムプロダクトにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となったものの、ネットワークプロダクトにおいて、5G基地局や光伝送網の増強に対する商談の増加により増収となったことを受け、システムプラットフォーム全体では増収となりました。

「海外リージョン」においては、欧州で公共系の大型システム開発商談の獲得もありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や事業再編の影響を受け減収となりました。

営業利益は1,884億円（前期比5億円増）となりました。新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、ソリューション・サービスにおける採算性の改善およびネットワークプロダクトの増収効果により、ほぼ前期並みとなりました。

ユビキタスソリューション

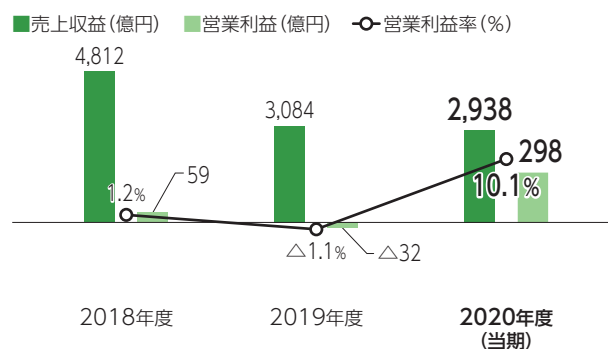


「ユビキタスソリューション」における当期の売上収益は3,346億円（前期比26.5%減）となりました。国内は前期比30.6%の減収、海外は前期比16.6%の減収です。携帯販売代理店事業の譲渡による減収影響に加え、前期のWindows7に関連する特需の反動を受け、大きく減収となりました。

営業利益は480億円（前期比212億円増）となりました。携帯販売代理店事業の譲渡に関する利益の影響が大きく、当該利益を除くと減収影響により減益となりました。

（注）各セグメントの売上収益にはセグメント間の内部売上収益を含みます。

デバイスソリューション



「デバイスソリューション」における当期の売上収益は2,938億円（前期比4.7%減）となりました。前期の半導体三重工場の再編およびプリント基板事業の再編影響を受け、減収となりました。事業再編による影響を除いた売上収益は、電子部品の需要増加により増収です。

営業利益は298億円（前期比330億円増）となりました。前期のビジネスモデル変革費用がなくなったことに加え、世界的な半導体市況が好調であったこともあり、大幅な増益となりました。

(3) 企業集団の直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

区分	2017年度 (第118期)	2018年度 (第119期)	2019年度 (第120期)	2020年度 (当期)
売上収益 (億円)	40,983	39,524	38,577	35,897
国内 (億円)	25,915	25,170	26,292	24,176
海外 (億円)	15,068	14,354	12,285	11,720
海外売上比率 (%)	(36.8)	(36.3)	(31.8)	(32.7)
営業利益 (億円)	1,824	1,302	2,114	2,663
営業利益率 (%)	(4.5)	(3.3)	(5.5)	(7.4)
親会社所有者帰属当期利益 (億円)	1,693	1,045	1,600	2,027
基本的1株当たり当期利益 (円)	825.32	512.50	791.20	1,013.78
資産合計 (億円)	31,215	31,048	31,874	31,902
親会社所有者帰属持分 (億円)	10,877	11,320	12,409	14,501
親会社所有者帰属持分比率 (%)	(34.8)	(36.5)	(38.9)	(45.5)
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	5,283.85	5,585.35	6,197.11	7,287.15
フリー・キャッシュ・フロー (億円)	1,778	1,035	2,330	2,363

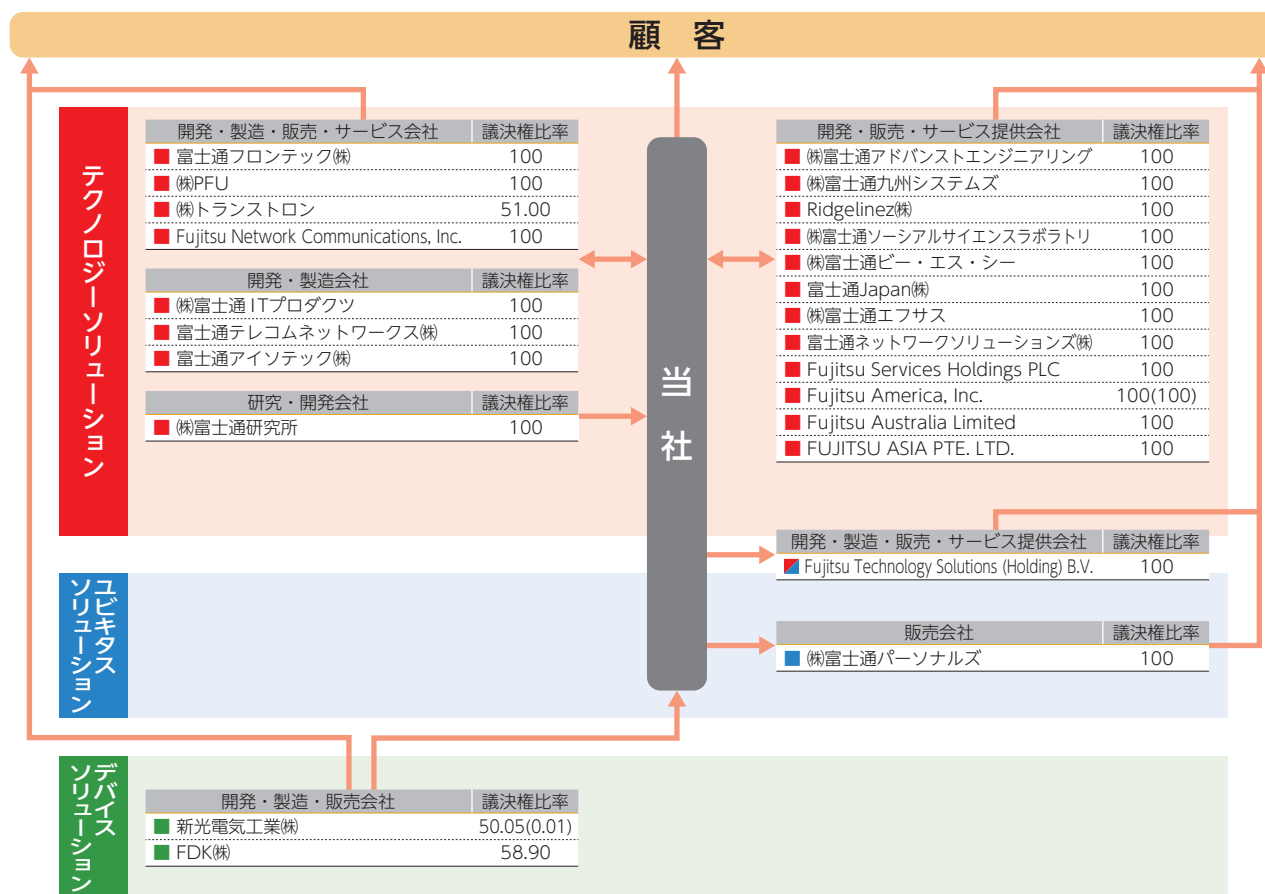
(注) 当社は、会社計算規則第120条第1項に基づき、IFRS（国際財務報告基準）に従って連結計算書類を作成しております。

(注) フリー・キャッシュ・フローは、営業活動および投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたものです。

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。「基本的1株当たり当期利益」および「1株当たり親会社所有者帰属持分」については、第118期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、算定しております。

(4) 重要な子会社等の状況 (2021年3月31日現在)

各セグメントに属する重要な子会社等の状況は、以下のとおりです。



(持分法適用関連会社)

(株)富士通ゼネラル [44.09]、富士通リース(株) [20.00]、(株)ソシオネクスト [40.00]、富士通コネクテッドテクノロジーズ(株) [30.00]、富士通クライアントコンピューティング(株) [44.00]、富士通コンポーネント(株) [25.00] 等

(注) 会社名の後の [] 内の数字は議決権比率 (単位: %) であり、() 内の数字は間接保有割合を示しており、議決権比率の内数です。

(注) 富士通クライアントコンピューティング(株)は、開発、製造する法人向けパソコン等の一部を当社に納入しております。

(5) 重要な企業再編等の状況

- ①当社は、2020年7月1日付で、富士通デザイン株式会社を当社に吸収合併しました。
- ②富士通エフ・アイ・ピー株式会社は、2020年10月1日付で株式会社富士通マーケティングと合併し、解散しました。
また、株式会社富士通マーケティングは、2020年10月1日付で商号を「富士通Japan株式会社」に変更しました。
- ③当社は、2020年7月30日、公開買付による富士通フロンテック株式会社の発行済株式の取得を開始し、所定の手続きを経て、2020年12月28日付で同社を当社の完全子会社としました。
- ④富士通エレクトロニクス株式会社は、富士通セミコンダクター株式会社による加賀電子株式会社への同社株式の譲渡に伴い、2020年12月28日付で当社の持分法適用関連会社ではなくなりました。

(6) 設備投資の状況

当期において、875億円（前期比9.2%減）の設備投資を行いました。

テクノロジーソリューションでは、サービス事業の関連設備や、当社が進めているBorderless Office（オフィスのあり方の見直し）に伴う事業所の改装等を中心に466億円を投資しました。ユビキタスソリューションでは、パソコン事業等に対し2億円を投資しました。デバイスソリューションでは、新光電気工業株式会社の電子部品の製造設備を中心に407億円を投資しました。

(7) 資金調達の状況

当期において、募集株式の発行、社債の発行などによる資金調達を実施していません。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

会社名	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	38,363
株式会社三井住友銀行	20,260
株式会社みずほ銀行	12,437
三井住友信託銀行株式会社	11,780
株式会社八十二銀行	9,000

(9) 対処すべき課題

当社グループは、「イノベーションによって社会に信頼をもたらし、世界をより持続可能にしていくこと」をパーパスとしております。そのためには、健全な利益と成長を実現し、企業価値を持続的に向上させることが重要と考えております。

【市場環境】

当社グループをとりまく市場環境については、従来型の基幹システムなどの既存IT市場は、今後緩やかに縮小していくと予測されています。一方で、レガシーシステムのリプレースメントや、効率化のためのモダナイゼーションへの投資は堅調に増えると予測されています。さらに、AI（人工知能）やデータ活用、IoT（モノのインターネット）など、デジタル化に向けた投資は、市場のニーズに加え、昨今の新型コロナウイルスの影響により、今後拡大すると想定されています。

このような状況のもと、当社グループは、ますます需要が高まる企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）を牽引し、社会課題の解決に貢献する「DX企業」への変革を目指します。そのため、取締役会および独立役員会議などの場で議論を重ねて経営方針を策定し、2020年7月に発表いたしました。

【経営方針概要】

当社は、「イノベーションによって社会に信頼をもたらし、世界をより持続可能にしていく」というパーパスを定めたことに伴い、Fujitsu Wayを12年ぶりに刷新いたしました。この新たな「Fujitsu Way」は、役職員がパーパス実現に向けて自律的に意思決定し、行動していくためのより所であり、「パーパス」「大切にしている価値観」「行動規範」の3つの要素で構成されています。今後は、当社グループのすべての事業活動を、パーパス実現のための活動として取り組んでまいります。

当社グループの事業領域を、お客様への提供価値に合わせて大きく2つに分類しました。AI、データ活用などのテクノロジーをベースとしたDXビジネスと、DXに必要なクラウド移行などのモダナイゼーションとを合わせたデジタル領域を、お客様の事業の変革や成長に貢献する事業領域「For Growth」と定め、これを成長分野と位置付けて、規模と収益性の両方を伸ばしていきます。また、システムの保守や運用、プロダクトの提供や保守といった従来型IT領域を、お客様のIT基盤の安定稼働への貢献と品質向上に取り組む領域として「For Stability」と定め、一層の効率化を推し進めて利益率を高めていきます。

「For Growth」において、次の施策を進めてまいります。

グローバルで着実に戦略を実行する体制を整えるため、日本を含めた6リージョン体制にフォーメーションを刷新しました。この新しい体制で、グローバルで共通のポートフォリオ、アカウントプラン、サービス・オフリングを実現していくとともに、リージョンごとに最適化したサービスを提供してまいります。これらを支えるテクノロジーについては、当社グループならではの強みの確立に取り組んでおり、コンピューティング、AI、5Gネットワーク、サイバーセキュリティ、クラウド、データマネジメント、IoTの7つを重点技術領域として定め、リソースを集中し強化してまいります。

DXビジネスを成長させるための戦略的なソリューションの開発のため、データプラットフォームビジネスやトークンを活用した異業種間の価値交換プラットフォームビジネスなどについて、強みを持つ企業等とエコシステムを形成しながら、新たな市場の創出も視野に入れ取り組んでいます。

日本市場に根差したビジネスを強化するため、日本国内のビジネスを担う新会社「富士通Japan株式会社」を2020年10月1日に発足させました。新会社は、日本特有の要素が大きい自治体、文教、ヘルスケア、中堅民需市場などのビジネスを担ってまいります。

また、お客様のDXのパートナーとなるべく、当社グループ自身のDXのため、人員や体制の強化も含めた社内変革を進めております。

データに基づいたスピーディな経営判断を行うデータドリブン経営の実現のため、プロセスやシステムの刷新を進めており、これを全社横断型で進めるための「全社DXプロジェクト」を2020年7月1日に発足させました。併せて、あらゆる事業活動にデザインシンキングを取り入れたデザイン経営を行うべく、2020年7月1日付でデザインセンターを設

立しました。また、テレワーク勤務を基本とする「Work Life Shift」を推進しております。DX企業にふさわしい働き方やマインドを醸成するための人事制度やオフィス環境を整えてまいります。

施策の実行にあたり、必要となる投資を積極的に行ってまいります。サービス・オフリングの開発、M&Aをはじめとした外部への投資、将来を見据えたDXビジネス拡大のための戦略的な投資に加え、高度人材の獲得や、社内人材・システムの強化のための投資を実行してまいります。

非財務面での取り組みも強化してまいります。当社グループの掲げるパーパスの実現には、当社グループ自身のサステナブルな成長が必須であり、そのためには当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーとの信頼関係を築くことが必要と考えております。その観点から、社会やお客様、従業員などを考慮した、非財務面での活動を評価する指標を新たに設定します。

当社は、責任あるグローバル企業として取り組むべき重要課題であるGlobal Responsible Businessを、「人権・多様性」「ウェルビーイング」「環境」「コンプライアンス」「サプライチェーン」「安全衛生」「コミュニティ」といった7つに定めています。各課題はお互いに関連性があり、これら7つの重要課題に取り組むことは、お客様、そして従業員からの信頼につながっていくと考えております。そのため、お客様からの信頼を示す「ネット・プロモーター・スコア」と、「従業員エンゲージメント」を非財務指標と定めます。加えて、組織やカルチャーの変革の進捗を、経済産業省が推進する「DX推進指標」を用いて客観的に測定し、継続的な改善に取り組んでまいります。

また、品質管理とリスクマネジメントを強化するため、2020年11月1日に、社長直下の組織において、品質管理機能を強化した組織編成を行うとともに、全社リスクマネジメント室を新設しました。併せて、重大なシステム障害の抑止に向けて全社的な点検を実施するためのプロジェクトを立ち上げ、活動を開始しています。お客様事業の一層の安定化に向けて、お客様IT基盤の安定稼働と品質向上に取り組んでまいります。

財務面の経営目標として、2022年度には、テクノロジーソリューションにおいて、売上収益3兆5千億円、連結営業利益率10%の達成を目指してまいります。

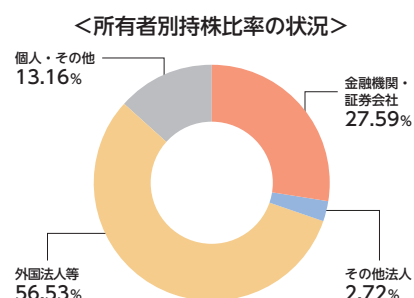
当社グループは、財務・非財務の両面で行き届いた取り組みにより、社会やお客様に長期的で安定した貢献を行い、その結果が、再び当社グループ自身の成長へとつながるような、ポジティブなループを描いていくことを目指してまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界規模で経済活動に影響が出ており、その回復の見込みはいまだ不透明な状況にあり、各産業において様々な影響が出ています。一方で、新たな生活様式として、テレワークやオンライン教育などへのIT関連需要は拡大すると予測されています。より人を中心にデータが複雑につながっていく中、当社グループはデジタルテクノロジーと多様な業種への実績・知見を活かし、安心で利便性の高い社会づくりに貢献していきます。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数…………… 500,000,000株
 ②発行済株式総数…………… 207,001,821株
 ③資本金…………… 324,625,075,685円
 ④当期中の株式の発行…………… 当期中の株式の発行はありません。
 ⑤株主数…………… 108,464名 (前期末比10,030名減)
 ⑥大株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16,807	8.45
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	14,899	7.49
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	10,395	5.22
GIC PRIVATE LIMITED - C	5,491	2.76
富士通株式会社従業員持株会	4,442	2.23
朝日生命保険相互会社	3,518	1.77
株式会社日本カストディ銀行 (信託口7)	3,396	1.71
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,220	1.62
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,002	1.51
富士電機株式会社	2,844	1.43

(注) 持株比率は自己株式 (8,002,339株) を除いて計算しております。

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) および株式会社日本カストディ銀行 (信託口7) の持株数は、各行の信託業務に係るものです。

⑦当期中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	945株	2名
社外取締役	-	-
監査役	-	-

(注) 当社の株式報酬の内容については、事業報告16頁「業績連動型株式報酬」に記載をしております。

⑧株式に関する重要な事項

当社は、2020年1月30日に、2020年2月3日から2021年2月2日までの間に当社普通株式を550万株または総額500億円を上限として取得する旨を決定し、当期においては、当社普通株式約126万株を取得価額の総額約199億円で取得しました。

(2) 新株予約権等の状況

2021年3月31日現在、当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等はなく、当期に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地位	役位	氏名	担当	社外役員	独立役員
代表取締役	社長	時田 隆仁	CDXO、リスク・コンプライアンス委員会委員長		
代表取締役	副社長	古田 英範	CTO		
取締役	執行役員専務	磯部 武司	CFO		
取締役	シニアアドバイザー	山本 正巳			
取締役	—	横田 淳	指名委員会委員長、報酬委員会委員	○	○
取締役	—	向井 千秋	報酬委員会委員長、指名委員会委員	○	○
取締役	—	阿部 敦	取締役会議長	○	○
取締役	—	古城 佳子	指名委員会委員、報酬委員会委員	○	○
取締役	—	スコット キャロン		○	○
常勤監査役	—	広瀬 陽一			
常勤監査役	—	山室 恵			
監査役	—	初川 浩司		○	○
監査役	—	幕田 英雄		○	○

(注) 当社の独立性基準（詳細については「第121回定時株主総会のご案内」7頁をご参照ください。）に基づき、独立性を判断しております。

(注) 取締役シニアアドバイザー 山本 正巳氏は、JFEホールディングス株式会社および株式会社みずほフィナンシャルグループの社外取締役を兼任しております。

(注) 2020年6月22日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって、監査役 山室 恵氏は任期満了により社外監査役を退任し、新たに同株主総会において監査役に選任され就任いたしました。また同氏は、同株主総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。

(注) 常勤監査役 広瀬 陽一氏は、当社の財務経理本部長を務めるなど財務・経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、同氏は株式会社富士通ゼネラルの社外監査役を兼任しております。

監査役 初川 浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役 幕田 英雄氏は、検事、公正取引委員会の委員などを歴任し、経済事案を数多く取り扱った経験があるため、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注) 社外役員の重要な兼職の状況は、「事業報告・計算書類の一部インターネット開示について」の「3.社外役員の兼任の状況、主な活動状況等」に記載しております。

(注) CDXOは最高DX責任者、CTOは最高技術責任者、CFOは最高財務責任者を指します。

②責任限定契約の概要

当社と非業務執行取締役および監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

(注) 非業務執行取締役は、社外取締役および取締役シニアアドバイザー 山本 正巳氏です。

③取締役および監査役の報酬等

ア. 役員報酬額等の決定方針

当社は、より透明性の高い役員報酬制度とするべく、2009年10月の取締役会決議により報酬委員会を設置しております。下記イ。「当期に係る報酬等の総額」に集計された取締役および監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定められた報酬等総額の範囲内において、報酬委員会の答申を受けて取締役会で決定した取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下「本決定方針」といいます）の枠組みに基づき、各取締役の報酬等については、報酬委員会の承認を条件として代表取締役社長が決定し、各監査役の報酬等については、監査役の協議に基づき決定する運用としております。

また、取締役会は、当期における取締役の個人別の報酬等について、当該報酬等の内容が本決定方針の枠組みから外れたものであるとの報告を報酬委員会より受けておらず、また当該報酬等の内容の決定が上記の運用に則していることを確認しているため、本決定方針に沿うものであると判断しております。

本決定方針の内容は次のとおりです。

a. 概要

グローバルICT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、役員報酬を、職責および役職に応じ月額で定額を支給する「基本報酬」と、短期業績に連動する報酬としての「賞与」、株主価値との連動を重視した長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬」から構成する体系とする。

b. 基本報酬

すべての取締役および監査役を支給対象とし、その支給額はそれぞれの役員の職責や役職に応じて月額の定額を決定する。

c. 賞与

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した賞与を支給する。
- ・「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上収益および連結営業利益を指標とし、当期の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する『オンターゲット型』とする。

d. 業績連動型株式報酬

- ・業務執行を担う取締役を支給対象とし、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資する、業績連動型の株式報酬を支給する。
- ・あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3年間）、連結売上収益と連結営業利益を指標とする中長期業績目標とその業績達成度合いに応じた係数幅を設定し、基準株式数に業績達成度合いに応じた係数を乗じて、年度毎の株式数を計算の上、業績判定期間の終了をもって、その合計株式数を割り当てる。

e. 役員報酬の種類毎の構成割合

- ・優秀な人材の確保・維持に資する競争力のある報酬とすることを目標として、事業内容、事業規模等の類似する他企業の報酬構成割合および役位毎の報酬水準をベンチマークとして比較し、当社の財務状況を踏まえて決定する。
- ・業務執行を担う取締役の総報酬における業績連動報酬の割合は、役位が上位の取締役ほど高くなるように決定し、業績および株主価値との連動性を高めるものとする。
- ・決定のプロセスにおいて、報酬委員会での審議を行うことで、客観性、妥当性を確保する。

イ. 当期に係る報酬等の総額

区 分	人 員	報酬等の種類			報酬等の総額
		基本報酬	賞与	業績連動型株式報酬	
取締役	10人	294百万円	120百万円	208百万円	623百万円
（うち社外取締役）	（5人）	（75百万円）	—	—	（75百万円）
監査役	7人	105百万円	—	—	105百万円
（うち社外監査役）	（4人）	（33百万円）	—	—	（33百万円）
合計	17人	400百万円	120百万円	208百万円	729百万円
（うち社外役員）	（9人）	（109百万円）	—	—	（109百万円）

(注) 上記には、当期に退任した取締役および監査役を含んでおります。なお、報酬額は百万円未満を切り捨てて表記しているため、取締役欄および監査役欄に記載の報酬額を合算した金額と合計欄に記載の報酬額が一致しない箇所があります。

(注) 取締役の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、金銭報酬を年額6億円以内とすることを決議いただいております。当該株主総会終結の時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は2名）です。また、2017年6月26日開催の第117回定時株主総会において、非金銭報酬として当社普通株式を、年額3億円以内、割り当てる株式総数を年4.3万株（2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。）以内とすることを決議いただいております。当該株主総会終結の時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は4名）です。監査役の報酬額は、2011年6月23日開催の第111回定時株主総会において、基本報酬を年額1億5千万円以内とすることを決議いただいております。当該株主総会終結の時点の監査役の員数は、5名（うち、社外監査役は3名）です。当社は、これらの報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しております。

(注) 業績連動型株式報酬は、当期に費用計上した金額を記載しております。

ウ. 業績連動報酬等に係る事項

i) 算定の基礎とした業績指標の内容および当該業績指標を選定した理由

当社は、賞与については、業務執行取締役に1事業年度の業績目標達成に対するインセンティブとなるように、また業績連動型株式報酬については、業務執行取締役に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与えるとともに、株主のみならずの視点での経営を一層促すために、いずれの報酬においても当社の経営目標指標として掲げる連結決算における売上収益と営業利益を指標として選定しております。

ii) 算定方法

a. 賞与

当社は、1事業年度の開始時に、業務執行取締役に対して、業績目標および役位に応じた基準賞与額を提示します。そして、当該事業年度の終了をもって、基準賞与額に、あらかじめ設定した業績目標に対する達成水準に応じて一定の範囲で設定された係数をかけて、支給賞与額を算出します。業績達成度合いがあらかじめ設定した下限未満となる場合には賞与は支給されません。また、業績達成度合いがあらかじめ設定した上限以上となる場合には、基準賞与額にあらかじめ設定した係数の上限を乗じた額を支給します。

b. 業績連動型株式報酬

当社は、業務執行取締役に対して、あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間（3事業年度）および業績目標を提示します。そして、業績目標に対する達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の株式を事業年度毎および業績判定期間終了時に計算し、業績判定期間中に継続して本制度の対象者の地位にあったことを条件として、業績判定期間の終了をもって、対象者毎にその合計株式を割当てます。このとき、業務執行取締役には割当株式の時価相当額の金銭報酬債権を支給し、業務執行取締役は、この金銭報酬債権を、割当てられた株式に対し出資して、当社株式を取得します。

取得した当社株式は、インサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

iii) 当期の業績連動報酬にかかる指標の目標および実績

(単位：億円)

	目 標	実 績
連結売上収益	36,100	35,897
連結営業利益	2,120	2,663

工. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の諮問機関である報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において本決定方針を制定し、その枠組みの範囲内で取締役の個人別の報酬等の水準を決定しております。報酬等を決定する際に用いる指標や目標達成度合いに応じた支給額については、取締役会で決定した経営方針の実現にむけて、業務執行の最高責任者である代表取締役社長が自身の考えを踏まえて決定をすべきであると考えており、報酬委員会の承認を条件として代表取締役社長時田 隆仁に決定権限を委任しております。

④その他会社役員に関する重要な事項

●指名委員会・報酬委員会

当社は、役員選任プロセスの透明性・客観性の確保と、役員報酬決定プロセスの透明性・客観性、役員報酬体系・水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会、報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「コーポレートガバナンス体制の枠組み」と「役員の選解任手続きと方針」に基づき、役員候補者について審議し、取締役会に答申しております。また、報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、基本報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役に答申することとしております。

なお、2021年3月31日時点における指名委員会・報酬委員会の委員は以下のとおりです。

〈指名委員会〉	委員長	横田 淳氏
	委員	向井 千秋氏、古城 佳子氏
〈報酬委員会〉	委員長	向井 千秋氏
	委員	横田 淳氏、古城 佳子氏

なお、2020年7月の上記委員の選任後から当期末までに、指名委員会を3回、報酬委員会を2回開催し、指名委員会においては社長を含む代表取締役の選定案および取締役候補者の選任案等、報酬委員会においては役員報酬の水準や構成割合等について検討し、それぞれ取締役会に答申しました。

(注) 当社の「コーポレートガバナンス基本方針」全文は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>) に掲載しております。

●独立役員会議

当社は、独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えつつ、取締役会において中長期の会社の方向性に関する議論を活発化するためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、独立役員会議を設置しております。独立役員会議では、中長期の会社の方向性の議論を行うとともに、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各独立役員の意見形成を図ります。

当期においては、独立役員会議を9回開催し、経営方針や当社および当社グループの業容などについて、情報共有と意見交換を行い、各独立役員の知見に基づき、取締役会に助言を行いました。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社は、企業価値を向上させることが、結果として買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入しておりません。

当社に対して買収提案があった場合は、取締役会は、当社の支配権の所在を決定するのは株主であるとの認識のもと、適切な対応を行います。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社定款第40条に規定される剰余金の配当等における取締役会に与えられた権限の行使に関する基本的な方針は、2020年7月に発表したキャピタルアロケーションポリシーのもと、持続的な事業の成長に基づき、株主のみなさまに安定的な剰余金の配当の実施を継続することにあります。また、資金需要バランスも見ながら、長期間留保している剰余金を原資に機動的な自社株買いも行ってまいります。

(6) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

(1) 当期に係る会計監査人としての報酬等の額	483百万円
(2) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	836百万円

(注) 当社は会社法に基づく監査の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、(1)の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含みます。

(注) 当社の一部の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注) 監査役会は、当会で決議した「会計監査人の選定および評価基準」に基づき、前期の会計監査人の監査実績およびその評価を踏まえた当期の監査計画における監査時間・配員計画等の内容、会計監査の職務執行状況および報酬額の見積もりの相当性を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、主に当社におけるクラウドサービスに係る内部統制の保証報告書に関する業務を委託し、対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性および専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定します。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	481,832
売上債権	859,930
その他の債権	48,769
棚卸資産	237,013
その他の流動資産	233,333
(小計)	1,860,877
売却目的で保有する資産	12,215
流動資産合計	1,873,092
非流動資産	
有形固定資産	569,593
のれん	41,239
無形資産	120,459
持分法で会計処理されている投資	154,396
その他の投資	176,891
繰延税金資産	76,661
その他の非流動資産	177,875
非流動資産合計	1,317,114
資産合計	3,190,206

科目	金額
負債	
流動負債	
仕入債務	468,139
その他の債務	358,425
社債、借入金及びリース負債	174,268
未払法人所得税	32,183
引当金	60,680
その他の流動負債	194,757
(小計)	1,288,452
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	1,045
流動負債合計	1,289,497
非流動負債	
社債、借入金及びリース負債	142,057
退職給付に係る負債	149,994
引当金	26,615
繰延税金負債	8,451
その他の非流動負債	26,687
非流動負債合計	353,804
負債合計	1,643,301
資本	
資本金	324,625
資本剰余金	241,254
自己株式	△79,495
利益剰余金	909,139
その他の資本の構成要素	54,616
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,450,139
非支配持分	96,766
資本合計	1,546,905
負債及び資本合計	3,190,206

連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額
売上収益	3,589,702
売上原価	△2,509,454
売上総利益	1,080,248
販売費及び一般管理費	△834,519
その他の収益	46,748
その他の費用	△26,153
営業利益	266,324
金融収益	14,200
金融費用	△3,995
持分法による投資利益	15,326
税引前利益	291,855
法人所得税費用	△78,332
当期利益	213,523
当期利益の帰属:	
親会社の所有者	202,700
非支配持分	10,823
合計	213,523

連結持分変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
2020年4月1日残高	324,625	237,654	△59,614	735,920
当期利益	—	—	—	202,700
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益	—	—	—	202,700
自己株式の取得	—	—	△20,141	—
自己株式の処分	—	1	3	—
株式報酬取引	—	1,284	257	—
剰余金の配当	—	—	—	△40,052
利益剰余金への振替	—	—	—	9,996
非支配持分の取得及び売却による増減額	—	3,064	—	—
子会社の取得及び売却による増減額	—	27	—	△23
その他	—	△776	—	598
2021年3月31日残高	324,625	241,254	△79,495	909,139

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素					親会社の所有者に帰属する持分合計		
	在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	その他の資本の構成要素合計			
2020年4月1日残高	△30,095	△289	32,755	—	2,371	1,240,956	107,479	1,348,435
当期利益	—	—	—	—	—	202,700	10,823	213,523
その他の包括利益	23,902	164	31,285	6,894	62,245	62,245	1,323	63,568
当期包括利益	23,902	164	31,285	6,894	62,245	264,945	12,146	277,091
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△20,141	—	△20,141
自己株式の処分	—	—	—	—	—	4	—	4
株式報酬取引	—	—	—	—	—	1,541	—	1,541
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△40,052	△2,489	△42,541
利益剰余金への振替	—	—	△3,102	△6,894	△9,996	—	—	—
非支配持分の取得及び売却による増減額	—	—	—	—	—	3,064	△20,810	△17,746
子会社の取得及び売却による増減額	—	—	△4	—	△4	—	442	442
その他	—	—	—	—	—	△178	△2	△180
2021年3月31日残高	△6,193	△125	60,934	—	54,616	1,450,139	96,766	1,546,905

〈ご参考〉要約連結包括利益計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
当期利益	213,523
その他の包括利益	63,568
当期包括利益	277,091
当期包括利益の帰属:	
親会社の所有者	264,945
非支配持分	12,146
合計	277,091

〈ご参考〉要約連結キャッシュ・フロー計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	307,947
投資活動によるキャッシュ・フロー	△71,561
財務活動によるキャッシュ・フロー	△219,626
現金及び現金同等物の期末残高	481,833

- (注) 1. 要約連結包括利益計算書及び要約連結キャッシュ・フロー計算書については、会社法における連結計算書類に含まれておりませんが、参考資料として表示しております。
2. その他の包括利益は、主に確定給付制度の再測定、在外営業活動体の換算差額及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産によるものです。
3. フリー・キャッシュ・フローは236,386百万円です。
フリー・キャッシュ・フローは営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたものです。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	47,895
預け金	180,000
受取手形	571
売掛金	609,488
商品及び製品	57,564
仕掛品	4,690
原材料及び貯蔵品	31,001
前渡金	3,559
未収入金	96,627
その他	21,811
貸倒引当金	△275
流動資産合計	1,052,935
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	95,856
構築物（純額）	3,055
機械及び装置（純額）	1,073
車両運搬具（純額）	13
工具、器具及び備品（純額）	43,137
土地	40,840
建設仮勘定	7,115
有形固定資産合計	191,092
無形固定資産	
ソフトウェア	61,007
その他	6,220
無形固定資産合計	67,227
投資その他の資産	
投資有価証券	118,459
関係会社株式	444,290
関係会社長期貸付金	895
破産更生債権等	23
前払年金費用	23,979
繰延税金資産	22,578
その他	29,768
貸倒引当金	△580
投資その他の資産合計	639,414
固定資産合計	897,734
資産合計	1,950,670

科目	金額
負債の部	
流動負債	
買掛金	426,046
1年内返済予定の長期借入金	20,208
1年内償還予定の社債	30,000
リース債務	2,364
未払金	40,684
未払費用	102,798
未払法人税等	12,077
前受金	77,817
預り金	14,606
工事契約等損失引当金	16,001
製品保証引当金	4,708
関係会社事業損失引当金	115,208
役員賞与引当金	120
事業構造改善引当金	50
株式報酬引当金	451
環境対策引当金	328
その他	666
流動負債合計	864,141
固定負債	
社債	10,000
長期借入金	25,030
リース債務	4,416
電子計算機資産損失引当金	1,929
株式報酬引当金	1,930
環境対策引当金	716
資産除去債務	11,580
その他	5
固定負債合計	55,608
負債合計	919,750
純資産の部	
株主資本	
資本金	324,625
資本剰余金	
その他資本剰余金	167,822
資本剰余金合計	167,822
利益剰余金	
利益準備金	27,065
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	541,723
利益剰余金合計	568,789
自己株式	△79,495
株主資本合計	981,741
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	49,178
評価・換算差額等合計	49,178
純資産合計	1,030,919
負債純資産合計	1,950,670

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	1,970,684
売上原価	1,394,413
売上総利益	576,270
販売費及び一般管理費	469,894
営業利益	106,376
営業外収益	
受取利息	132
受取配当金	51,812
その他の金融収益	3,399
営業外収益合計	55,344
営業外費用	
支払利息	343
社債利息	296
為替差損	190
貸倒引当金繰入額	18
関係会社事業損失引当金繰入額	15,133
その他の金融費用	2,371
営業外費用合計	18,352
経常利益	143,367
特別利益	
投資有価証券売却益	5,437
関係会社株式売却益	28,053
特別利益合計	33,491
特別損失	
減損損失	2,430
特別損失合計	2,430
税引前当期純利益	174,429
法人税、住民税及び事業税	21,488
法人税等調整額	△5,180
法人税等合計	16,307
当期純利益	158,121

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

富士通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	持永 勇一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中谷 喜彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田邊 朋子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小山 浩平 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士通株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、富士通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

富士通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	持永 勇一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中谷 喜彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田邊 朋子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小山 浩平 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士通株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を

開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

富士通株式会社 監査役会

常勤監査役 山室 恵 ㊟

常勤監査役 広瀬 陽一 ㊟

社外監査役 初川 浩司 ㊟

社外監査役 幕田 英雄 ㊟

(注) 監査役 初川 浩司、幕田 英雄の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以上

株式事務のご案内

株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関 〒100-8212
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒100-8212
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

同連絡先、同郵送先 **三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部**
東京都府中市日鋼町1-1
(0120) 232-711 (通話料無料)
(9:00~17:00 (土日祝日は受付を行っていません。))
〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

株式事務お手続き用紙のご請求
上記の証券代行部テレホンセンターのほか、
三菱UFJ信託銀行ホームページからご請求い
ただけます。
<https://www.tr.mufig.jp/daikou/>

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

基準日
定時株主総会関係 3月31日
配当金受領株主確定日 3月31日および9月30日

公告方法 電子公告
当社は公告を下記ホームページに掲載しております。
<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/kk/>

上場証券取引所 東京、名古屋

ご注意

- 株主様の住所変更、配当金の振込指定、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっておりますので、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店でもお取り扱いいたします。
- 未受領の配当金（除斥期間が経過したものを除く。）につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

ご存知ですか？ 配当金の口座振込制度

■配当金のお受取りは、口座振込のご利用が便利です。

■配当金のお受取り方法変更の手続きは、以下までお問合せください。
・証券会社で株式をお持ちの場合：証券口座を開設された証券会社
・証券会社で株式をお持ちでない場合：三菱UFJ信託銀行株式会社



【表紙の写真】

世界遺産のポルト歴史地区、ドウロ川に架かる二階建てのドン・ルイス1世橋を渡る列車。
1886年に完成したこの橋は、上層部を路面電車と歩行者が通り、観光名所にもなっている。
(ポルトガル)

富士通株式会社

〒211-8588
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
<https://www.fujitsu.com/jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



2021年6月4日

株主各位

事業報告・計算書類の一部インターネット開示について

当社は、第121回定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/>) に掲載しております。

第121期事業報告

1. 主要な事業所
2. 従業員の状況
3. 社外役員の兼任の状況、主な活動状況等
4. 業務の適正を確保するための体制

第121期連結計算書類

連結注記表

第121期計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

富士通株式会社

1. 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

(1) 当社

本店	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
本社事務所	東京都港区東新橋一丁目5番2号
営業拠点	北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、福島支社(福島県福島市)、神奈川支社(横浜市)、関東支社(さいたま市)、千葉支社(千葉市)、新潟支社(新潟市)、長野支社(長野県長野市)、北陸支社(石川県金沢市)、東海支社(名古屋市)、静岡支社(静岡市)、関西支社(大阪市)、神戸支社(神戸市)、京都支社(京都市)、山陰支社(島根県松江市)、中国支社(広島市)、四国支社(香川県高松市)、九州支社(福岡市)
事業所	札幌システムラボラトリ(札幌市)、青森システムラボラトリ(青森県青森市)、市ヶ谷オフィス(東京都千代田区)、品川オフィス(東京都港区)、富士通ソリューションズスクエア(東京都大田区)、武蔵小杉オフィス(川崎市)、富士通新川崎テクノロジースクエア(川崎市)、幕張システムラボラトリ(千葉市)、関西システムラボラトリ(大阪市)、高知富士通テクノロジーポート(高知県南国市)、九州R&Dセンター(福岡市)、大分システムラボラトリ(大分県大分市)、熊本システムラボラトリ(熊本県上益城郡)
研究開発拠点/工場	川崎工場(川崎市)、小山工場(栃木県小山市)、那須工場(栃木県大田原市)、長野工場(長野県長野市)、沼津工場(静岡県沼津市)、明石工場(兵庫県明石市)

(2) 子会社

国内	富士通フロンテック(株)(東京都稲城市)、富士通テレコムネットワークス(株)(栃木県小山市)、(株)富士通ITプロダクツ(石川県かほく市)、(株)富士通アドバンストエンジニアリング(東京都新宿区)、(株)富士通九州システムズ(福岡市)、Ridgelinez(株)(東京都千代田区)、(株)富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ(川崎市)、(株)富士通ビー・エス・シー(東京都港区)、富士通Japan(株)(東京都港区)、(株)富士通エフサス(川崎市)、富士通ネットワークソリューションズ(株)(横浜市)、(株)PFU(石川県かほく市)、富士通アイソテック(株)(福島県伊達市)、(株)トランストロン(横浜市)、(株)富士通パーソナルズ(東京都港区)、新光電気工業(株)(長野県長野市)、FDK(株)(東京都港区)、(株)富士通研究所(川崎市)
海外	Fujitsu Network Communications, Inc. (米国)、Fujitsu Services Holdings PLC (英国)、Fujitsu America, Inc. (米国)、Fujitsu Australia Limited (オーストラリア)、Fujitsu Technology Solutions (Holding) B.V. (オランダ)、FUJITSU ASIA PTE. LTD. (シンガポール)

(3) データセンター

データ センター	北海道データセンター（北海道）、東北データセンター（宮城県）、館林データセンター（群馬県）、東京第一データセンター（東京都）、東京データセンター（神奈川県）、横浜データセンター（神奈川県）、横浜港北データセンター（神奈川県）、長野データセンター（長野県）、中部データセンター（愛知県）、大阪千里データセンター（大阪府）、明石データセンター（兵庫県）、中四国データセンター（広島県）、四国データセンター（高知県）、九州データセンター（福岡県）、グローバルデータセンター（世界各国）
-------------	---

2. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
テクノロジーソリューション	117,401
ユビキタスソリューション	766
デバイスソリューション	8,204
合 計	126,371名 (前期末比△2,700名)

(2) 当社の従業員の状況

区 分	従業員数
テクノロジーソリューション	31,544
ユビキタスソリューション	482
合 計	32,026名 (前期末比△542名)

平均年齢	43.8歳	平均勤続年数	19.6年
------	-------	--------	-------

(注) 2020年7月にセグメント変更を行っており、前期末のセグメント別の従業員数との比較は行っていません。

3. 社外役員の兼任の状況、主な活動状況等 (2021年3月31日現在)

区分	氏名	重要な兼職の状況	主な活動状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	横田 淳	・株式会社カネカ 社外取締役	当期開催の取締役会に100%出席しました。主にグローバルな視点からの政治や経済に対する深い見識に基づく監督と助言を期待しており、当社取締役会においてこれまでの経験を活かし、グローバルな観点から公正かつ客観的な監督を行い、助言するなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。さらに、指名委員会委員長として審議の充実に主導的な役割を果たすとともに、報酬委員会委員として活発な審議に参画しております。
	向井 千秋	・東京理科大学 特任副学長 ・花王株式会社 社外取締役	当期開催の取締役会に100%出席しました。主に広範な科学技術の知見に基づくグローバルで公正かつ客観的な監督と助言を期待しており、当社取締役会において多様な観点から業務執行に対して監督・助言するなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。さらに、報酬委員会委員長として審議の充実に主導的な役割を果たすとともに、指名委員会委員として活発な審議に参画しております。
	阿部 敦	・株式会社産業創成アドバイザー 代表取締役、シニア・アドバイザー ・オン・セミコンダクター・コーポレーション 取締役	当期開催の取締役会に100%出席しました。主に株主・投資家目線からの監督と助言に加え、経営陣の迅速・果断な意思決定への貢献を期待しており、当社取締役会における株主・投資家目線での積極的な発言に加え、取締役会議長として、これまでの経験や機関投資家との対話を通じて得られた投資家の視点から客観的な議事進行を行い、議論をリードするなどして経営陣の迅速・果断な意思決定に貢献しております。
	古城 佳子	・青山学院大学 国際政治経済学部 国際政治学科 教授	当期開催の取締役会に92.9% (14回中13回) 出席し、主に国際政治等についての深い見識に基づく国際政治の激動期における外部環境の変化への対応やSDGsへの取り組みなどについて、幅広い監督と助言を期待しており、当社取締役会において当該観点から業務執行に対して監督・助言するなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員会委員、報酬委員会委員として活発な審議に参画しております。
	スコット キャロン	・いちごアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 ・いちご株式会社 代表執行役会長、 取締役 兼 取締役会議長 ・株式会社ジャパンディスプレイ 代表執行役会長 CEO 兼 取締役 兼 取締役会議長	就任後開催の取締役会に100%出席しました。主に株主・投資家の立場からの監督と助言を期待しており、当社取締役会において株主・投資家の視点から経営陣に対する積極的な監督や助言を行うなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。

区分	氏名	重要な兼職の状況	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外 監査役	初川 浩司	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士 ・武田薬品工業株式会社 社外取締役 (監査等委員である取締役) ・農林中央金庫 監事 	当期開催の取締役会に92.9% (14回中13回)、監査役会に87.5% (8回中7回) 出席し、公認会計士としてのグローバル企業における豊富な監査経験に基づく、財務会計に関する専門的見地から発言を行っております。
	幕田 英雄	<ul style="list-style-type: none"> ・長島・大野・常松法律事務所 顧問 ・前田建設工業株式会社 社外取締役 	就任後開催の取締役会および監査役会にそれぞれ100%出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

- (注) 取締役 阿部 敦氏は、株式会社産業創成アドバイザーの代表取締役です。当社と同社には取引関係がなく、競業関係にもありません。
- (注) 取締役 スコット キャロン氏は、いちごアセットマネジメント株式会社の代表取締役社長およびいちご株式会社の代表執行役会長 兼 取締役 兼 取締役会議長です。当社といちごアセットマネジメント株式会社およびいちご株式会社には取引関係がなく、競業関係にもありません。
- (注) 取締役 スコット キャロン氏は、株式会社ジャパンディスプレイの代表執行役会長 CEO 兼 取締役 兼 取締役会議長です。当社と株式会社ジャパンディスプレイには取引関係があります。
- (注) 株式会社カネカ、学校法人東京理科大学、花王株式会社、武田薬品工業株式会社、農林中央金庫および前田建設工業株式会社は、当社の取引先です。
- (注) 当社は、当期において、取締役会を14回 (内 臨時取締役会2回) 開催し、また、監査役会を8回開催しております。

4. 業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制体制の整備に関する基本方針

1. 目的

富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要である。かかる基本認識のもと、株主から当社の経営の委託を受けた取締役が、富士通グループの行動の原理原則である「Fujitsu Way」の実践・浸透とともに、どのような体制・規律をもって経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールをし、経営に臨むかについて、その基本方針を委託者である株主に示すものである。

2. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 業務執行の決定と執行体制

- ① 当社は、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員（以下、代表取締役および執行役員を総称して「経営者」という。）を置き、執行役員は、職務分掌に従い、意思決定と業務執行を行う。
- ② 当社は、最高財務責任者（CFO）を置き、富士通グループの財務・会計を統括させる。
- ③ 当社は、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役および執行役員で構成する経営会議を設置する。
- ④ 代表取締役社長は、経営者または経営者から権限委譲を受けた従業員が意思決定をするために必要な制度、規程（経営会議規程、各種決裁制度等）を整備する。
- ⑤ 代表取締役社長は、決算報告・業務報告を毎回の定例取締役会において行うとともに、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の運用状況について、定期的に取り締役に報告し、適正に運用されていることの確認を受ける。

(2) 業務効率化の推進体制

- ① 当社は、富士通グループのビジネスプロセス改革による生産性向上、原価低減および費用圧縮を推進するための組織を設置し、経営の効率性を追求する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 全般的な損失リスク管理体制

- ① 当社は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、富士通グループ全体のリスクマネジメントを統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスクマネジメントを実施する体制を整備する。
- ② リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループに損失を与えるリスクを常に評価、検証し、認識された事業遂行上のリスクについて、未然防止策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。
- ③ リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、上記①の体制を通じて、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。

(2) 個別の損失リスク管理体制

当社は、当社が認識する事業遂行上の個別の損失リスクに対処するため、リスク・コンプライアンス委員会に加え、下記の体制をはじめとするリスク管理体制を整備する。

- ①製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制
 - ・富士通グループにおける製品・サービスの欠陥や瑕疵の検証、再発防止のための品質保証体制を構築する。特に社会システムの安定稼働のため、品質、契約、ルール等を改善する活動を継続的に行う組織を設置する。
- ②受託開発プロジェクトの管理体制
 - ・システムインテグレーション等の受託開発プロジェクトにおける不採算案件等の発生防止のため、商談推進およびプロジェクトの遂行に伴う各種リスクを監査する専門組織を設置する。
 - ・当該専門組織は、契約金額、契約条件、品質、費用、納期等についての監査プロセスを定め、一定条件のプロジェクトの監査を行う。
 - ・当該専門組織は、当該監査の結果にもとづき、各プロジェクトに対し是正勧告を行う。
- ③セキュリティ体制
 - ・当社が提供するサービスに対するサイバーテロ、不正利用、情報漏洩等に対処するための組織を設置する。

(3) 経営リスクへの対応

- ①財務上のリスク管理体制
 - ・財務上のリスクは、最高財務責任者が統括する。
- ②その他の経営リスクの管理体制
 - ・市場動向、価格競争その他の経営リスクは、代表取締役社長が定める職務分掌に従い、各部門で対応する。

4. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制

- ①経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「Fujitsu Way」に掲げられた行動規範を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
- ②リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループのコンプライアンスを統括し、以下の職務を行う。
 - ・継続的な教育の実施等により、富士通グループの従業員に対し「Fujitsu Way」に掲げられた行動規範の遵守を徹底させる。
 - ・富士通グループの事業活動に係る法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
 - ・経営者および従業員に対し、職務の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実をリスク・コンプライアンス委員会に通知させる。
 - ・通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。
 - ・リスク・コンプライアンス委員会は、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実が発覚した場合、直ちに取締役会等へ報告する。

(2) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ①当社は、最高財務責任者のもと、財務報告を作成する組織のほか、財務報告の有効性および信頼性を確保するため、富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織を設置する。
- ②当該各組織において、富士通グループ共通の統一経理方針ならびに財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する規程を整備する。
- ③富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織は、内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取り締り会等に報告する。

(3) 情報開示体制

当社は、社外に対し適時かつ適切な会社情報の開示を継続的に実施する体制を整備する。

(4) 内部監査体制

- ①当社は、業務執行について内部監査を行う組織（以下、「内部監査組織」という。）を設置し、その独立性を確保する。
- ②内部監査組織は、内部監査規程を定め、当該規程にもとづき監査を行う。
- ③内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体の内部監査を行う。
- ④内部監査の結果は、定期的に当社および当該グループ会社の取締役会、監査役等に報告する。

5. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規程に基づき、保管責任者を定めたうえで適切に保存・管理を行う。
 - ・株主総会議事録およびその関連資料
 - ・取締役会議事録およびその関連資料
 - ・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
 - ・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
 - ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書
- ②取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

6. 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、前記各体制および規程を、富士通グループを対象として構築、制定するとともに、グループ会社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の効率的かつ適法・適正な業務執行体制の整備を指導、支援、監督する。
- ②当社は、グループ会社の重要事項の決定権限や決定プロセス等、代表取締役社長からのグループ会社に対する権限委任に関する共通ルールを制定する。
- ③代表取締役社長は、グループ各社の管轄部門を定め、当該管轄部門の業務執行を分掌する執行役員は、グループ各社の社長、CEO等を通じて上記①および②の実施および遵守を確認する。
- ④当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。

7. 監査役の監査の適正性を確保するための体制

(1) 独立性の確保に関する事項

- ①当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織として監査役室を置き、その従業員は監査役の要求する能力および知見を有する適切な人材を配置する。
- ②経営者は、監査役室の従業員の独立性および監査役による当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、その従業員の任命、異動、報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。
- ③経営者は、監査役室の従業員を原則その他の組織と兼務させないものとする。
ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する従業員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②の独立性の確保に配慮する。

(2) 報告体制に関する事項

- ①当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
- ②当社およびグループ各社の経営者は、経営もしくは業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または職務の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。
- ③当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
- ④当社およびグループ各社の経営者は、上記②または③の報告をしたことを理由として経営者または従業員を不利益に取り扱ってはならない。

(3) 実効性の確保に関する事項

- ①当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- ②監査役の仕事の執行について生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続きを定める。
- ③内部監査組織は、定期的に監査役に対して監査結果を報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 取締役の仕事執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員を置き、執行役員は、職務分掌に従い意思決定および業務執行を行っています。

また、経営会議を原則として月に2回開催し、代表取締役社長の意思決定を補佐しています。この経営会議は、社長を含む最小限のメンバーを構成員とし、業務執行に関するあらゆる事項を適時に議論、決定できる会議体として運営することで、経営の効率化、迅速化と会議の実効性を強化しています。このほか、代表取締役から他の役員への権限委譲の範囲等を定める規程および各種決裁に関する規程を一本化し、大幅な権限委譲を伴う決裁基準とすることにより、経営のさらなる迅速化を図っています。

2. リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制

当社では、リスクマネジメント体制とコンプライアンス体制を「内部統制体制の整備に関する基本方針」の中心に位置づけ、これらの体制をグローバルに統括する組織として、リスク・コンプライアンス委員会（以下「委員会」といいます。）を設置し、取締役会に直属させています。

委員会は、代表取締役社長を委員長として、業務執行取締役で構成しており、定期的に委員会を開催して、把握した業務遂行上のリスクについて顕在化の未然防止や顕在化したリスクにより生じる損失の対策についての方針を決定します。

このほか、委員会は、コンプライアンス違反や情報セキュリティを含む業務遂行上のリスクに関し、リスクが顕在化した場合には、適時に委員会に報告される体制を、当社内だけでなく、富士通グループを対象に整備・運用しているほか、内部通報制度も運用しています。

また、委員会の下に、富士通グループ情報セキュリティ基本方針（グローバルセキュリティーポリシー）に基づく最高情報セキュリティ責任者（CISO）を置き、さらに、CISOの下にリージョナルCISOを設置し、情報セキュリティ施策の策定と実行を行っています。

委員会は、以上のような体制を運用する過程で、リスクが顕在化した場合はもちろんのこと、定期的に取締役会に委員会の活動の経過および結果を報告し、監督を受けています。

さらに、当社では、Fujitsu Wayの行動規範を、個々の役職員の行動ベースにまで落とし込んだGlobal Business Standardsを20カ国語で展開し、富士通グループで統一的に運用しています。コンプライアンス関連規程を、富士通グループ全体を対象に整備し、運用していることに加え、「グローバルコンプライアンスプログラム」を策定し、様々な教育、周知活動を継続的に実施し、富士通グループ全体の法令遵守体制の維持・向上に取り組んでいます。

内部通報制度については、富士通グループ全役員からの通報・相談窓口（「コンプライアンスライン／Fujitsu Alert」）を社内外に設置するとともに、グループ会社でも個別に通報・相談窓口を整備し、運用しています。これにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、法令を誠実に遵守する公正な経営を強化しています。

3. 製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制

当社では、製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制として、品質管理のための全社品質ルールを整備し、各組織において、品質マネジメントの構築、運用に責任を持つ品質管理責任者を設置しております。これに加え、当期においては、社会システムにおける重大障害が発生した事実を受け、お客様システムの再点検を実施するとともに、全社的な品質保証体制強化のため、事業部門ごとの品質保証プロセスに加え、社長直轄の組織を設置して、各プロセスの有効性の監視や、部門間での知見・ノウハウを共有する横断的な仕組みの導入・改善を進めております。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社では、委員会の指揮の下、内部統制および内部監査を担当する組織が体制を構築し、企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制体制の評価及び監査に関する実施基準」の原則に基づいて規程を整備しています。これに基づいて、富士通グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しており、活動状況および評価結果等については、最高財務責任者および委員会等に報告しています。

5. 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

前述の体制等は、富士通グループを対象として整備しています。

特に、リスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制においては、富士通グループのグローバルな地域に基づく業務執行体制の区分である「リージョン」ごとに、リージョンリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、委員会の下部組織と位置づけ、機能させることで富士通グループ全体を網羅できるようにしています。

このほか、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、富士通グループ会社（一部の子会社を除く）の重要事項の決定権限や決定プロセス、報告義務を定めた権限委譲に関する規程を制定し、グループ会社に遵守させ、グループにおける重要事項の決定や報告に関する体制を整備しています。

以上を中心とする内部統制体制の運用状況については、定期的に取り締役会への報告を行っています。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記】

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 令和3年1月29日法務省令第1号）に基づいて連結計算書類を作成しております。当連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しております。
2. 連結の範囲に関する事項
本連結計算書類は、主要な子会社364社を連結したものであります。当連結会計年度の連結範囲の異動は、増加8社、減少35社で、主な増減は以下のとおりであります。なお、主要な連結子会社名は、「事業報告 1企業集団の現況 (4)重要な子会社等の状況」に記載しているため省略しております。
（当年度取得・設立等により、連結子会社とした会社）…………… 8社
（清算・売却等により減少した会社）…………… 31社
（合併により減少した会社）…………… 4社
3. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称
関連会社に対する投資につきましては、持分法を適用しており、適用会社数は20社であります。
主な持分法適用会社は、富士通クライアントコンピューティング(株)、(株)富士通ゼネラル、富士通リース(株)、(株)ソシオネクストであります。
なお、当連結会計年度の持分法適用会社の異動は、減少5社であります。
 - (2) (株)JECCの発行済株式の20%以上を所有しておりますが、同社は情報処理産業振興のため、国産電算機製造会社等6社の共同出資により運営されている特殊な会社でありますので、関連会社としておりません。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 金融資産
 - a. 非デリバティブ金融資産
金融資産は、償却原価で測定する金融資産、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。なお、この分類は、当初認識時に決定しております。
すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の2要件を満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・金融資産から生じる契約上のキャッシュ・フローを回収するために当該金融資産を保有していること。
- ・金融資産から生じるキャッシュ・フローが、契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであること。

当初認識後は、実効金利法による償却原価（減損損失控除後）で測定し、償却額は金融収益として純損益で認識しております。

公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。公正価値で測定する資本性金融商品については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有されるものを除き、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

当初認識後は、期末日における公正価値で測定し、その変動額は金融資産の分類に応じて純損益又はその他の包括利益で認識しております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識を中止した場合には、過去に認識したその他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えております。

b. デリバティブ金融資産

デリバティブは当初認識時に公正価値で測定し、当初認識後も公正価値で測定しております。ヘッジ会計の要件を満たすものとして指定していない場合には、その公正価値の変動は純損益で認識しております。キャッシュ・フロー・ヘッジについては、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益で認識し、ヘッジ非有効部分は純損益で認識しております。

② 非金融資産

a. 棚卸資産

棚卸資産は取得原価で測定しておりますが、正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費のほか当該棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生した原価を含めており、代替性がある場合は移動平均法又は総平均法によって測定し、代替性がない場合は個別法により測定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から完成までに要する見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除して算定しております。長期に滞留する棚卸資産及び役務の提供が長期にわたる有償保守サービス用棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映した正味実現可能価額としております。

b. 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

c. のれん

企業結合で取得したのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

d. 無形資産

無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

e. 減損

棚卸資産を除く非金融資産については、減損の兆候が存在する場合に、その資産の回収可能価額を見積もり、減損テストを行っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、減損の兆候が存在する場合のほか、年次で減損テストを行っております。減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に認識しております。

(2) 資産の償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産項目は、償却可能額（取得原価から残存価額を控除した金額）を定期的にその耐用年数にわたって減価償却しております。当社グループは、資産から得ることができる将来の経済的便益の消費パターン（収益と費用のより適切な対応）を反映した方法として主として定額法を適用しております。

有形固定資産項目の減価償却は、資産の稼働が可能になった時より開始し、資産が消滅（減却もしくは売却）又は売却目的で保有する資産に分類された日のいずれか早い日に終了します。

重要な有形固定資産項目の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物……………7年～50年
- ・機械及び装置……………3年～7年
- ・工具、器具及び備品……………2年～10年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、必要に応じて見直しております。

② 無形資産（使用権資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間における見込販売数量に基づいて償却しております。自社利用のソフトウェアやその他の無形資産のうち、耐用年数を確定できるものは、資産の将来の経済的便益が消費されると予測されるパターンを耐用年数に反映し、その耐用年数にわたって原則として定額法にて償却しております。

見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・市場販売目的のソフトウェア……………3年
- ・自社利用のソフトウェア……………5年以内

償却方法、耐用年数及び残存価額は、必要に応じて見直しております。

③ 使用権資産

借手が資産をリース期間にわたり使用する権利を表す有形固定資産及び無形資産に含まれる使用権資産については、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で定額法にて償却しております。

(3) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつその債務の金額を合理的に見積もることができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該債務に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。

(4) 退職給付制度

確定給付型退職給付制度

確定給付型退職給付制度に関連する当社グループの確定給付負債（資産）の純額は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額で測定しております。確定給付制度債務は、制度ごとに区別して、従業員が提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積もり、その金額を現在価値に割り引くことによって算定しております。この計算は、連結会計年度ごとに、保険数理人が予測単位積増方式を用いて行っております。割引率は、当社グループの従業員に対する退職給付の支払見込期間と概ね同じ満期日を有するもので、かつ支払見込給付と同じ通貨建の、優良社債の連結会計年度末における市場利回りにより決定しております。

当社グループは、確定給付負債（資産）の純額は、再測定した時点で、税効果を調整した上でその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素から直ちに利益剰余金に振り替えております。

確定拠出型退職給付制度

確定拠出型退職給付制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、人件費として純損益で認識しております。

リスク分担型企業年金は、追加掛金の拠出義務を実質的に負っていないため、確定拠出制度に分類しております。

(5) 売上収益

サービスの提供は、通常、一定の期間にわたり充足される履行義務であります。サービスの売上収益は、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合は進捗度の測定に基づいて、進捗度を合理的に測定できない場合は履行義務の結果を合理的に測定できるようになるまで発生したコストの範囲で、認識しております。一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約（システムインテグレーション等）では、契約の履行において、当社グループでコストが発生し、作業が進捗していくに伴い、当該顧客のためのオーダーメイドなサービスが完成に近づき、顧客が使用できる状態に近づいていくため、原則としてプロジェクト見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識しております。継続して役務の提供を行うサービス契約（アウトソーシングサービス、保守サービス等）は、顧客の要求に応じたサービスを契約期間にわたって提供しております。顧客の要求に迅速に対応するため常に役務が提供できる状態で待機しておく必要があることから、役務の提供は待機状態も含めた一定の期間にわたって行われているため、サービス提供期間に対す

る提供済期間の割合で進捗度を測定する方法に基づいて売上収益を認識しております。

ハードウェア・プロダクトを単体で提供する場合は、通常、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでないため、一時点で充足される履行義務であり、その支配を顧客に移転した時点で、取引価格のうち履行義務に配分した額を売上収益として認識しております。サーバ、ネットワークプロダクトなど、据付等の重要なサービスを要するハードウェアの販売による売上収益は、原則として、顧客の検収時に認識しております。パソコン、電子デバイス製品などの標準的なハードウェアの販売による売上収益は、原則として、当該ハードウェアに対する支配が顧客に移転する引渡時に認識しております。

当社グループにおける主なライセンスであるソフトウェアについては、通常、供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を変化させる活動又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わないため、知的財産を使用する権利として一時点で売上収益を認識しております。

複合取引とは、ハードウェア販売とその付帯サービス、あるいはソフトウェア販売とその後のサポートサービスなどのように複数の財又はサービスが一つの契約に含まれるものであります。顧客に約束している財又はサービスは、顧客がその財又はサービスからの便益をそれぞれ単独で又は顧客にとって容易に利用可能な他の資源と組み合わせて得ることができる場合、かつ、財又はサービスを顧客に移転するという企業の約束が契約の中の他の約束と区分して識別可能である場合には、別個の履行義務として識別しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

1. 収益認識

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、契約資産101,941百万円を計上しております。契約資産は、「その他の流動資産」に含まれております。

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約の売上収益及び売上原価は、その取引の成果について信頼性をもった見積りを行った上で、その進捗度に応じて認識しております。契約資産は、主に当該売上収益にかかる未請求売掛金であり、顧客の検収時に売上債権へ振替えられます。

当社グループは、原則としてプロジェクト見積総原価に対する連結会計期間末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法を適用しております。収益及び費用は、プロジェクト総収益及び総原価の見積り並びに進捗度の測定結果に依存しているため、追加コストの発生等により、計上額が変動する可能性があります。

2. 有形固定資産

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、有形固定資産569,593百万円を計上しております。

有形固定資産の減価償却費は、事業ごとの実態に応じた回収期間を反映した耐用年数に基づき、主として定額法で算定しております。事業環境の急激な変化に伴う生産設備の遊休化や稼働率低下のほか、事業再編などにより、保有資産から得られる将来キャッシュ・フロー見込額が減少した場合には、減損損失が発生する可能性があります。

3. のれん

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、のれん41,239百万円を計上しております。

のれんは、年次で、また、減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを行っております。のれんが配分された資金生成単位（CGU）の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、減損損失を認識しております。

回収可能価額は主に使用価値により算定しており、事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フロー、インフレ率や長期平均成長率、加重平均資本コストを基礎とした割引率等の仮定を使用しております。これらの仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の事業環境の変化等の影響により見直しが必要となった場合、減損損失が発生する可能性があります。

4. 無形資産

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、無形資産120,459百万円を計上しております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間における見込販売数量に基づいて償却しております。自社利用のソフトウェアは、資産の将来の経済的便益が消費されると予測されるパターンを耐用年数に反映した定額法にて償却しております。事業環境の変化等により、販売数量が当初販売計画を下回る場合には、減損損失が発生する可能性があり、利用可能期間の見直しの結果、耐用年数を短縮させる場合には、連結会計期間あたりの償却負担が増加する可能性があります。

5. 公正価値で測定する金融資産

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、その他の投資176,891百万円を計上しております。

公正価値で測定する金融資産については、連結会計期間末の市場価格等に基づく公正価値で評価しており、公正価値の変動の結果、純損益又はその他の包括利益が増減します。活発な市場での公表価格が入手できない場合は、将来キャッシュ・フローを割引く方法、又はその他の適切な評価方法により見積もっており、観察不能なインプットを利用しております。観察不能なインプットは、将来の不確実な経済状況の変動による影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、純損益又はその他の包括利益が増減します。

6. 繰延税金資産

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、繰延税金資産76,661百万円を計上しております。

将来の事業計画等から算出した課税所得に基づき、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、利用できる可能性が高いものを繰延税金資産として計上しております。事業環境の変化等により、一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼働できないと見込まれる場合には、繰延税金資産の計上額が減額され、追加の費用が発生する可能性があります。

7. 引当金

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、事業構造改善引当金19,580百万円を計上しております。

事業構造改善のための人員の適正化及び事業譲渡に関連した契約等に伴う損失見込額を計上しております。当該見積額は公表された構造改革計画に基づいておりますが、事業環境の急激な変化に伴う構造改革計画の見直し等により変動する可能性があります。

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、工事契約等損失引当金20,193百万円を計上しております。

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。追加コストの発生等により当初見積り時のプロジェクト総原価の見直しが発生する可能性があります。

8. 確定給付制度

当連結会計年度の連結財政状態計算書において、退職給付に係る資産110,797百万円及び退職給付に係る負債149,994百万円を計上しております。退職給付に係る資産は、「その他の非流動資産」に含まれております。

当社グループは、確定給付型もしくは確定拠出型の退職給付制度を設けています。運用収益の悪化により制度資産の公正価値が減少した場合や、確定給付制度債務算出にあたっての種々の前提条件（割引率、退職率、死亡率等）が変更され制度債務が増加した場合には、積立状況が悪化し、資本が減少する可能性があります。また、退職給付制度を変更する場合には、純損益に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明な状況にありますが、グローバルな経済活動は2021年度以降徐々に回復するものと想定しております。現時点では、新型コロナウイルス感染症が当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えております。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	(単位：百万円)
担保資産残高	581
(担保資産) 現金及び現金同等物	65
無形資産	516
(2) 担保に係る債務	
担保付債務残高	1,975
(担保付債務) その他の債務	14
引当金	1,961

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 売上債権	3,781
(2) その他の非流動資産	1,136

3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,348,958
(減損損失累計額を含む)

4. 保証債務

保証債務残高	46
(被保証先) 従業員の住宅ローン	46

【連結損益計算書に関する注記】

1. その他の収益

主に、(株)富士通パーソナルズの携帯端末販売代理店事業を承継する新会社の株式を(株)ティーガイアに譲渡したことによる収益25,447百万円を計上しております。

【連結持分変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式…………… 207,001,821株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月28日 取締役会	普通株式	20,024	100円	2020年3月31日	2020年6月1日
2020年10月27日 取締役会	普通株式	20,028	100円	2020年9月30日	2020年11月25日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月27日 取締役会	普通株式	19,899	利益剰余金	100円	2021年3月31日	2021年6月7日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、『富士通グループ・トレジャリー・ポリシー』に基づいて財務活動を行い、事業活動における資金需要に基づき、主に銀行借入や社債発行により資金を調達しております。一時的な余剰資金は、事業活動に必要な流動性を確保した上で安全性の高い金融資産にて運用しております。デリバティブ取引については、ヘッジ目的のみに利用し、投機目的及びトレーディング目的では行っておりません。

売上債権及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また、製品の輸出に伴い一部の売上債権は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。その他の金融資産は、主に資金運用を目的とした譲渡性預金や取引先企業との取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有する株式等であり、株式については市場価格の変動リスクや出資先の財政状態の悪化リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し貸付を行っております。

仕入債務及びその他の債務は、概ね1年以内の支払期日であります。また、部材の輸入に伴い一部の仕入債務は外貨建てであり、為替の変動リスクに晒されております。社債及び借入金は、運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

① 信用リスク

当社グループは、製品の販売、サービスの提供にあたり、与信管理の基準及び手続きに従い、回収リスクの軽減を図っております。売上債権及び契約資産については、営業部門から独立した部門が取引先の信用状況を審査し、売上債権については取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。また、貸付金については、定期的に貸付先の財政状況を把握し、必要に応じて貸付条件を見直す場合があります。

デリバティブ取引は、取引先の選定にあたり、信用リスクを考慮しております。

当連結会計年度の末日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の帳簿価額により表わされております。

② 流動性リスク

当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、資金調達方法の多様化を進めることにより流動性リスクを軽減しております。

③ 市場リスク

当社グループは、外貨建ての売上債権及び仕入債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約等の取引を利用しており、外貨建てのキャッシュ・フローに係る為替の変動リスクを抑制するために、通貨スワップ等の取引を利用しております。また、社債及び借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

株式については、定期的に公正価値や出資先の財務状況を把握するとともに、出資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する管理規定に基づき、最高財務責任者(CFO)が承認した方針に従い財務部門が個別の取引を実施し、管理台帳への記録及び契約先との取引残高の照合を行っております。また、財務部門は、実施した取引の内容・取引残高の推移を、CFO及び経理部門責任者に報告しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2021年3月31日における帳簿価額及び公正価値については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
資産		
償却原価で測定する金融資産	3,045	3,039
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	31,182	31,182
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	151,849	151,849
資産合計	186,076	186,070
負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	1,401	1,401
償却原価で測定する金融負債	37,881	37,994
負債合計	39,282	39,395

(注) 1. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 2. 金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

金融商品の公正価値の見積りにおいて、活発な市場での公表価格が入手できる場合は、公表価格を用いております。活発な市場での公表価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割引く方法、またはその他の適切な評価方法により見積もっております。

(注) 3. リース負債については「金融商品の公正価値等に関する事項」の開示に含まれておりません。

(注) 4. 償却原価で測定する金融資産及び金融負債のうち、流動資産及び流動負債に分類されるものについては、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっているため、「金融商品の公正価値等に関する事項」の開示を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり親会社所有者帰属持分 7,287円15銭
 基本的1株当たり当期利益 1,013円78銭

【重要な後発事象に関する注記】

1. 自己株式の取得

当社は2021年4月28日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当連結会計年度及び翌連結会計年度の利益及びキャッシュ・フローの拡大など財務状況の改善を踏まえ、事業環境なども総合的に勘案し、株主還元の実と資本効率の向上を図るため。

(2) 取得に係る事項の内容

- ・取得対象株式の種類：当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数：400万株（上限）（発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.01%)
- ・株式の取得価額の総額：500億円（上限）
- ・取得期間：2021年5月6日～2022年3月31日
- ・取得方法：東京証券取引所における市場買付
（証券会社による投資一任方式、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付を含む）

株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計
				繰越利益 剰余金		
2020年4月1日残高	324,625	167,669	167,669	23,059	427,659	450,719
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	4,005	△44,057	△40,052
当期純利益	-	-	-	-	158,121	158,121
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	153	153	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	153	153	4,005	114,063	118,069
2021年3月31日残高	324,625	167,822	167,822	27,065	541,723	568,789

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日残高	△59,614	883,399	20,263	20,263	903,662
当期変動額					
剰余金の配当	-	△40,052	-	-	△40,052
当期純利益	-	158,121	-	-	158,121
自己株式の取得	△20,141	△20,141	-	-	△20,141
自己株式の処分	260	413	-	-	413
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	28,915	28,915	28,915
当期変動額合計	△19,880	98,341	28,915	28,915	127,256
2021年3月31日残高	△79,495	981,741	49,178	49,178	1,030,919

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 令和3年1月29日法務省令第1号）に基づいて計算書類を作成しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
取得原価と時価との差額の処理方法……………全部純資産直入法
売却時の売却原価の算定方法……………移動平均法による原価法
 - ・時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ等
 - デリバティブ……………時価法
 - (3) 棚卸資産
 - 通常の販売目的で保有する棚卸資産
 - ・商品及び製品……………移動平均法による原価法
 - ・仕掛品……………個別法又は総平均法による原価法
 - ・原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法
 - なお、収益性の低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法で計算しております。
 - 耐用年数についてはビジネスごとに実態に応じた回収期間を反映し、次のとおり見積もっております。
 - ・建物、構築物……………7年～50年
 - ・機械及び装置……………3年～ 7年
 - ・工具、器具及び備品……………2年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

・市場販売目的……………見込有効期間（3年）における見込販売数量に基づく方法

・自社利用……………利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

その他……………定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、定額法で計算しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事契約等損失引当金

受注制作のソフトウェア及び工事契約のうち、当事業年度末時点で採算性の悪化が顕在化しているものについて損失見込額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

契約に基づき保証期間内の製品を無償で修理・交換する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎として算出した修理・交換費用の見積額を製品の販売時に計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(6) 事業構造改善引当金

事業構造改善のための事業整理等に伴う損失見込額を計上しております。

(7) 退職給付引当金又は前払年金費用

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

- ・ 過去勤務費用の処理方法……………定額法（10年）により費用処理
- ・ 数理計算上の差異の処理方法……………定額法（従業員の平均残存勤務期間）で按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理

(8) 電子計算機買戻損失引当金

買戻特約付電子計算機販売の買戻時の損失補てんに充てるため、過去の実績を基礎とした買戻損失発生見込額を計上しております。

(9) 株式報酬引当金

役員等に対する株式報酬の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(10) 環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理や土壌改良工事等の環境対策に係る支出に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等に係る収益の認識基準等

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する場合の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法を用いております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

グループ通算制度の創設及び移行に合わせた単体納税制度の見直しを含む「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)が2020年3月に成立しましたが、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項に定める取扱いに従い、改正前の税法の規定に基づいております。

【表示方法の変更に関する注記】

1. 前事業年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「関係会社事業損失引当金戻入額」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他の金融収益」に含めて表示しております。
2. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、会計上の見積りに関する注記を開示しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりであります。

1. 収益認識

当事業年度の貸借対照表において、進行基準の適用により計上した売掛金81,034百万円を計上しております。進行基準の適用により計上した売掛金は、「売掛金」に含まれております。

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 1. 収益認識」をご参照ください。

2. 有形固定資産

当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産191,092百万円を計上しております。
「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 2. 有形固定資産」をご参照ください。

3. 無形固定資産

当事業年度の貸借対照表において、無形固定資産67,227百万円を計上しております。
「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 4. 無形資産」をご参照ください。

4. 繰延税金資産

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産22,578百万円を計上しております。
「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 6. 繰延税金資産」をご参照ください。

5. 引当金

当事業年度の貸借対照表において、工事契約等損失引当金16,001百万円を計上しております。
「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 7. 引当金」をご参照ください。

当事業年度の貸借対照表において、関係会社事業損失引当金115,208百万円を計上しております。
関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を引当金として計上しております。損失見込額は関係会社の財政状態の変化、将来の事業計画の見直し等により変動する可能性があります。

6. 確定給付制度

当事業年度の貸借対照表において、前払年金費用 23,979百万円を計上しております。
当社は、確定給付型もしくは確定拠出型の退職給付制度を設けています。運用収益の悪化により年金資産の公正価値が減少した場合や、退職給付債務算出にあたっての種々の前提条件（割引率、退職率、死亡率等）が変更され退職給付債務が増加した場合には、積立状況が悪化し、追加の費用が発生する可能性があります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明な状況にありますが、グローバルな経済活動は2021年度以降徐々に回復するものと想定しております。現時点では、新型コロナウイルス感染症が当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性は低いと考えております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	(単位：百万円)
建物	218,697
構築物	15,129
機械及び装置	15,414
車両運搬具	42
工具、器具及び備品	169,131
計	418,415
2. 保証債務	
保証債務残高	58
(主な被保証先) 従業員の住宅ローン	42
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	380,291
長期金銭債権	628
短期金銭債務	281,995
長期金銭債務	2,106

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	(単位：百万円)
営業取引による取引高	
売上高	525,996
仕入高	966,983
営業取引以外の取引による取引高	55,332
2. 関係会社株式売却益	
主に、(株)富士通パーソナルズの携帯端末販売代理店事業を承継する新会社の株式を(株)ティーガイアに譲渡したことによるものであります。	

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における自己株式の数

普通株式 8,002,339株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生主な原因は、関係会社株式等評価損、関係会社事業損失引当金、未払賞与であり、繰延税金負債の発生主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。なお、スケジューリングが不能な関係会社株式等評価損などに係る繰延税金資産については、評価性引当額を控除しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	富士通 Japan(株) (注) 3	所有 直接100%	当社製品の販売及び保守等 役員の兼任	当社製品の 販売	売上高 119,413	売掛金	27,571
子会社	(株)富士通エフサス	所有 直接100%	サポートサービス等の委託及 び当社製品の販売、保守 役員の兼任	サポート サービス等の 委託	仕入高 112,756	買掛金	26,322
子会社	F u j i t s u T e c h n o l o g y S o l u t i o n s (H o l d i n g) B. V.	所有 直接100%	当社製品の欧州における販売 及び当社海外顧客に対する情 報システムサービスの提供 役員の兼任	当社製品の 販売	売上高 115,001	売掛金	21,015
子会社	(株)富士通パーソ ナルズ	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の 販売	売上高 74,611	売掛金	19,905
子会社	富士通キャピタル (株)	所有 直接100%	国内グループファイナンス 役員の兼任	資金の預入	資金 預入 (注) 4 180,000	預け金	180,000
関連会社	富士通クライアント コンピューティング(株)	所有 直接44%	当社が販売するシステム商談 等に含まれるパソコンの製造 委託 役員の兼任	パソコンの 製造委託等	仕入高 227,326	買掛金	47,274

(注) 1. 記載した取引は基本的に公正な価格をベースにした取引条件となっております。

(注) 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注) 3. (株)富士通マーケティングは2020年10月1日に富士通エフ・アイ・ピー(株)を吸収合併し、富士通Japan(株)に名称を変更しております。

(注) 4. 富士通キャピタル(株)との資金預入取引金額は預入額から引出額を控除して表示しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 5,180円51銭

1株当たり当期純利益金額 790円82銭

【重要な後発事象に関する注記】

1. 企業結合

(1) 企業結合の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(i) 結合当事企業の名称

当社、当社の連結子会社である(株)富士通研究所（以下、研究所）、(株)富士通ビー・エス・シー、(株)富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ、(株)富士通ソフトウェアテクノロジーズ、(株)富士通アドバンストエンジニアリング、(株)富士通パブリックソリューションズ、富士通アプリケーションズ(株)、(株)富士通システムズウェブテクノロジー、(株)富士通九州システムズ、(株)富士通北陸システムズ、(株)富士通システムズアプリケーション&サポート及び(株)沖縄富士通システムエンジニアリング（以下、国内SI系グループ会社11社）

(ii) 事業の内容

研究所：情報システム、通信システム及び電子デバイスに関する研究開発

国内SI系グループ会社11社：システムインテグレーション、ソフトウェアの設計、開発、販売、保守、サポート等

② 企業結合日

2021年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、研究所及び国内SI系グループ会社11社を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

富士通(株)

⑤ 取引の目的を含む取引の概要

(i) 研究所

先端技術の研究開発によるイノベーション創出により、IT企業からDX企業への変革をさらに加速させるため、研究所を当社に統合し、加えて社内に点在している調査、分析機能の集約により全社技術戦略立案機能も強化いたします。また、経営との一体化をより強め、これまで以上に当社の方向性、戦略に沿ったスピーディな意思決定・判断に基づく研究開発を推進します。

(ii) 国内SI系グループ会社11社

「日本国内での課題解決力の強化」に向け、国内ビジネスにおいて富士通Japan(株)を中核とする新たな活動を開始しています。同様に「お客様事業の一層の安定化への貢献」に向け、現在、グローバルにおけるデリバリー機能（ソリューションサービスの設計、開発、導入、運用、保守を行う機能を指す。）の変革に取り組んでいます。今般、これらの取り組みをさらに加速させるため、国内SI系グループ会社11社を当社へ吸収合併いたしました。なお、これに伴い国内の主要SI系グループ会社4社を富士通Japan(株)に統合しております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。当該合併に伴い、抱合せ株式消滅差益約360億円を計上する見込みです。

2. 事業分離

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称及び分離する事業の内容

(i) 名称

富士通Japan(株) (以下、富士通Japan)

(ii) 事業の内容

民需分野の準大手・中堅中小企業向け、自治体向け、医療、教育、地域農林水産機関向け及び地域メディア向けソリューションビジネスならびにサービス/プロダクト関連事業

② 事業分離日

2021年4月1日

③事業分離を行った主な理由

当社は国内ビジネスにおいて、富士通Japanを中核とする新たなフォーメーションで、日本が抱える多様な社会課題解決や、イノベーションによる地域活性化、Society 5.0 が目指す超スマート社会の実現を牽引するとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を含め、急務となるニューノーマルへの対応などお客様に提供する価値を最大化し、持続可能な社会づくりに貢献していくことを目指しています。今回、当社の本件事業を富士通Japanに統合し、全国地域のお客様を担当するビジネス部門を富士通Japanに集結することで、全国地域のお客様におけるICTの高度化や、地域が抱える様々な社会課題の解決、新ビジネス創出を加速します。

④法的形式を含む取引の概要

当社を分割会社、富士通Japanを承継会社とする吸収分割

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(3) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離する事業に係る売上高の概算額

売上高 約2,100億円

3. 自己株式の取得

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容の記載をしておりますので、記載を省略しております。

2021年8月17日

吸収合併に係る事前開示書面

大阪市中央区城見二丁目2番53号
富士通関西中部ネットテック株式会社
代表取締役 常清 裕之

富士通関西中部ネットテック株式会社は、2021年10月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、富士通関西中部ネットテック株式会社（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

・自己株式処分の件

吸収合併存続会社は、2021年7月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式の処分を以下の通り実施する予定です。

1. 国内募集による自己株式処分の概要

- | | |
|------------------|--|
| (1) 処分期日 | : 2021年8月18日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | : 吸収合併存続会社普通株式 47,487株 |
| (3) 処分価額 | : 1株につき19,810円 |
| (4) 処分価額の総額 | : 940,717,470円 |
| (5) 割当予定先 | : 吸収合併存続会社役員及び従業員 45名
(うち役員の退職者10名及び従業員の退職者2名を含む)
吸収合併存続会社国内子会社の役員及び従業員 42名
(うち役員の退職者27名及び従業員の退 |

職者 1 名を含む)

計 47,487 株

※ 業務執行取締役を含む。

(6) その他 : 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

2. 海外募集による自己株式処分の概要

(1) 処分期日 : 2021 年 8 月 18 日

(2) 処分する株式の種類及び数 : 吸収合併存続会社普通株式 23,105 株

(3) 処分価額 : 1 株につき 19,810 円

(4) 処分価額の総額 : 457,710,050 円

(5) 割当予定先 : 吸収合併存続会社海外子会社の役員及び従業員 6 名
計 23,105 株

(6) その他 : 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

富 士 通 関 西 中 部 ネット テック 株 式 会 社

合 併 契 約 書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と富士通関西中部ネットテック株式会社（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：富士通関西中部ネットテック株式会社

住所：大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2021年10月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必

要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2021年7月29日

甲 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

乙 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号
富士通関西中部ネットテック株式会社
代表取締役社長 常清 裕之

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上

2021年8月17日

吸収合併に係る事前開示書面

福岡市早良区百道浜二丁目2番1号
富士通九州ネットワークテクノロジーズ株式会社
代表取締役 棚橋 勝彦

富士通九州ネットワークテクノロジーズ株式会社は、2021年10月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、富士通九州ネットワークテクノロジーズ株式会社（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

・自己株式処分の件

吸収合併存続会社は、2021年7月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式の処分を以下の通り実施する予定です。

1. 国内募集による自己株式処分の概要

- (1) 処分期日 : 2021年8月18日
- (2) 処分する株式の種類及び数 : 吸収合併存続会社普通株式 47,487株
- (3) 処分価額 : 1株につき19,810円
- (4) 処分価額の総額 : 940,717,470円
- (5) 割当予定先 : 吸収合併存続会社役員及び従業員 45名
(うち役員の退職者10名及び従業員の退職者2名を含む)
吸収合併存続会社国内子会社の役員及び従業員 42名
(うち役員の退職者27名及び従業員の退

職者 1 名を含む)

計 47,487 株

※ 業務執行取締役を含む。

(6) その他 : 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

2. 海外募集による自己株式処分の概要

(1) 処分期日 : 2021 年 8 月 18 日

(2) 処分する株式の種類及び数 : 吸収合併存続会社普通株式 23,105 株

(3) 処分価額 : 1 株につき 19,810 円

(4) 処分価額の総額 : 457,710,050 円

(5) 割当予定先 : 吸収合併存続会社海外子会社の役員及び従業員 6 名
計 23,105 株

(6) その他 : 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

富士通九州ネットワークテクノロジーズ株式会社

合 併 契 約 書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と富士通九州ネットワークテクノロジーズ株式会社（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：富士通九州ネットワークテクノロジーズ株式会社

住所：福岡県福岡市早良区百道浜二丁目2番1号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2021年10月1日とする。なお、本合併の手続進行上の必

要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2021年7月29日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

甲

富士通株式会社

代表取締役社長 時田 隆仁

福岡県福岡市早良区百道浜二丁目2番1号

乙

富士通九州ネットワークテクノロジーズ株式会社

代表取締役社長 棚橋 勝彦

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上

2021年8月17日

吸収合併に係る事前開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
株式会社富士通コンピュータテクノロジーズ
代表取締役 福田 真

株式会社富士通コンピュータテクノロジーズは、2021年10月1日を効力発生日として、富士通株式会社（以下「吸収合併存続会社」という）を存続会社、株式会社富士通コンピュータテクノロジーズ（以下「吸収合併消滅会社」という）を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という）を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象の内容

・自己株式処分の件

吸収合併存続会社は、2021年7月29日開催の取締役会決議に基づく自己株式の処分を以下の通り実施する予定です。

1. 国内募集による自己株式処分の概要

- (1) 処分期日 : 2021年8月18日
- (2) 処分する株式の種類及び数 : 吸収合併存続会社普通株式 47,487株
- (3) 処分価額 : 1株につき19,810円
- (4) 処分価額の総額 : 940,717,470円
- (5) 割当予定先 : 吸収合併存続会社役員及び従業員 45名
(うち役員の退職者10名及び従業員の退職者2名を含む)
吸収合併存続会社国内子会社の役員及び従業員 42名
(うち役員の退職者27名及び従業員の退

職者 1 名を含む)

計 47,487 株

※ 業務執行取締役を含む。

- (6) その他 : 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

2. 海外募集による自己株式処分の概要

(1) 処分期日 : 2021 年 8 月 18 日

(2) 処分する株式の種類及び数 : 吸収合併存続会社普通株式 23,105 株

(3) 処分価額 : 1 株につき 19,810 円

(4) 処分価額の総額 : 457,710,050 円

(5) 割当予定先 : 吸収合併存続会社海外子会社の役員及び従業員 6 名
計 23,105 株

- (6) その他 : 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上

合 併 契 約 書

富 士 通 株 式 会 社

株式会社富士通コンピュータテクノロジーズ

合 併 契 約 書

富士通株式会社（以下、「甲」という）と株式会社富士通コンピュータテクノロジーズ（以下、「乙」という）とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下、「本合併」という）。

第2条（合併をする会社の商号および住所）

（1）甲（吸収合併存続会社）

商号：富士通株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

（2）乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社富士通コンピュータテクノロジーズ

住所：神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

第3条（合併による新株式の発行および割当）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して新株式の発行および金銭等の交付は行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2021年10月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必

要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を、効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（従業員の処遇）

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第10条（退職慰労金）

甲は、乙が乙の取締役または監査役に対して、乙の慣例を尊重して、乙の株主総会、あるいは会社法第319条第1項に定める方法による承認を得て退職慰労金を支給することに同意する。

第11条（事情変更の場合）

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2021年7月29日

甲 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

乙 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
株式会社富士通コンピュータテクノロジーズ
代表取締役社長 福田 真

別紙 2

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添 1 の別紙 2 と同内容であるため、省略いたします。

以 上